

河津町こども計画

令和7年3月

河 津 町

【目次】

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 河津町の子どもをとりまく現状	3
1 統計データからみる町の現状	3
2 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果からみる現状と課題	19
3 こどもの居場所に関するアンケート調査結果からみる現状と課題	37
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題	45
第3章 計画の基本的な考え方	48
1 計画の基本理念	48
2 計画の基本目標	49
3 施策の体系	50
第4章 施策の展開	51
基本目標1 地域における子育て支援の充実	51
基本目標2 子育てにやさしい生活環境の整備	54
基本目標3 きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援	57
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策	61
1 教育・保育提供区域の設定	61
2 教育・保育における量の見込みと確保方策	62
3 地域子ども・子育て支援事業	66
4 教育・保育の提供体制の確保	74
第6章 計画の推進	75
1 計画の推進体制	75
2 計画の進行管理	76
資料編	77
1 河津町子ども・子育て会議設置要綱	77
2 河津町子ども・子育て会議委員名簿	79

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では平成24年に「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が制定され、これらの法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されました。この新制度施行に伴い、本町においても、幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るため、平成27年3月に「河津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て施策を進めてきました。

また、令和元年には、少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、教育・保育の負担軽減を図ることで、全ての子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的としており、本町においてもこの流れを受け、令和2年3月に「第2期河津町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和5年4月には、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同法に基づき、同年12月には子ども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すことが掲げられています。

本町においては、さらなる少子化が進行する中、教育・保育環境、制度の見直しが求められています。

このような状況を踏まえ、「第2期河津町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度をもって終了することに合わせ、子ども・若者施策を総合的に推進するため、新たに「河津町こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

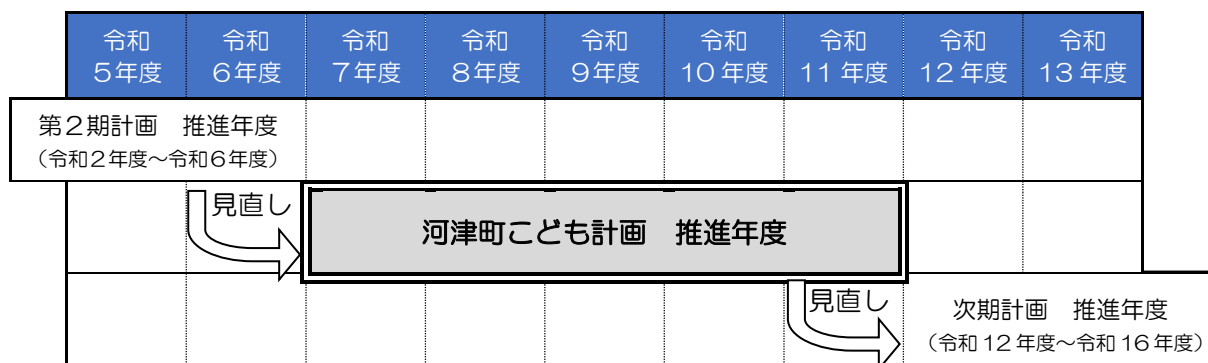
本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、本町における子ども・若者施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を含むものとします。

- ・本計画は、本町の最上位計画である『河津町総合計画』や関連計画である『河津町地域福祉計画』『河津町健康増進計画』等との整合性を図りながら策定したものです。
- ・本計画は、子ども・子育て会議における協議を重ねて策定されるものであり、その過程でアンケート調査の結果や住民の声も反映されています。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、目標年度を令和11年度とする5か年計画です。また、計画は5年を1期とされていることから、令和11年度中に本計画の見直しを行い、令和12年度を始期とする次期計画の策定を予定しています。なお、5年間の計画期間中であっても、法律の改正や制度の変更等、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

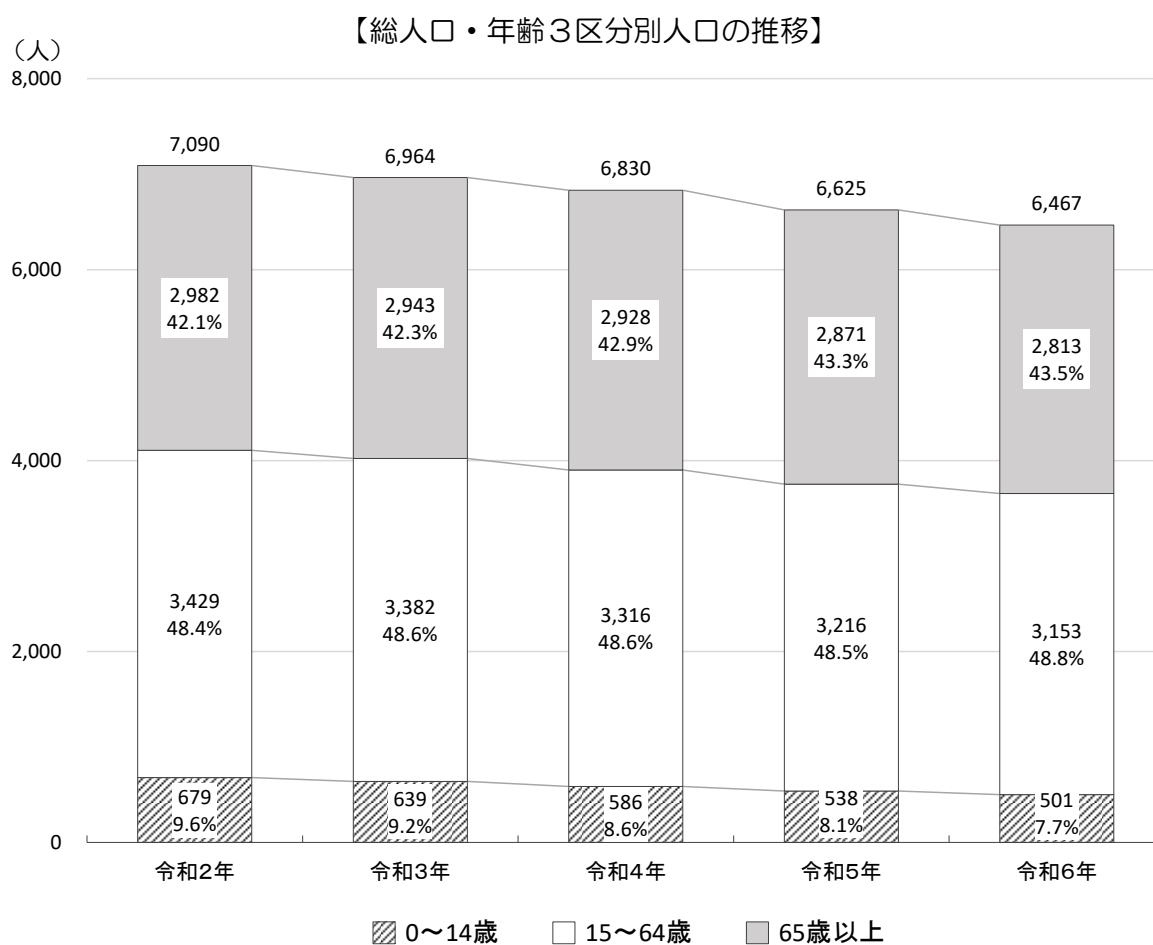


第2章 河津町の子どもを取りまく現状

1 統計データからみる町の現状

(1) 総人口・年齢3区分別人口

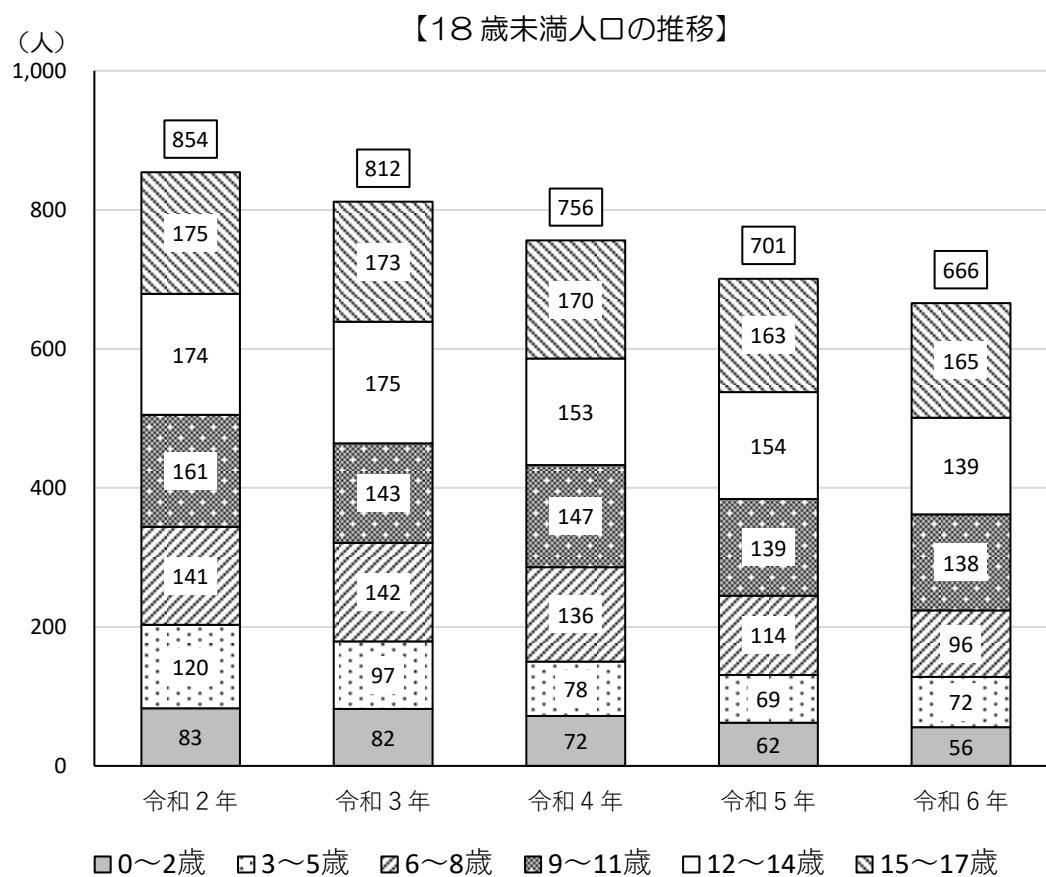
総人口は減少傾向で推移しており、令和6年には6,467人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）ともに減少傾向となっており、人口減少が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 18 歳未満人口

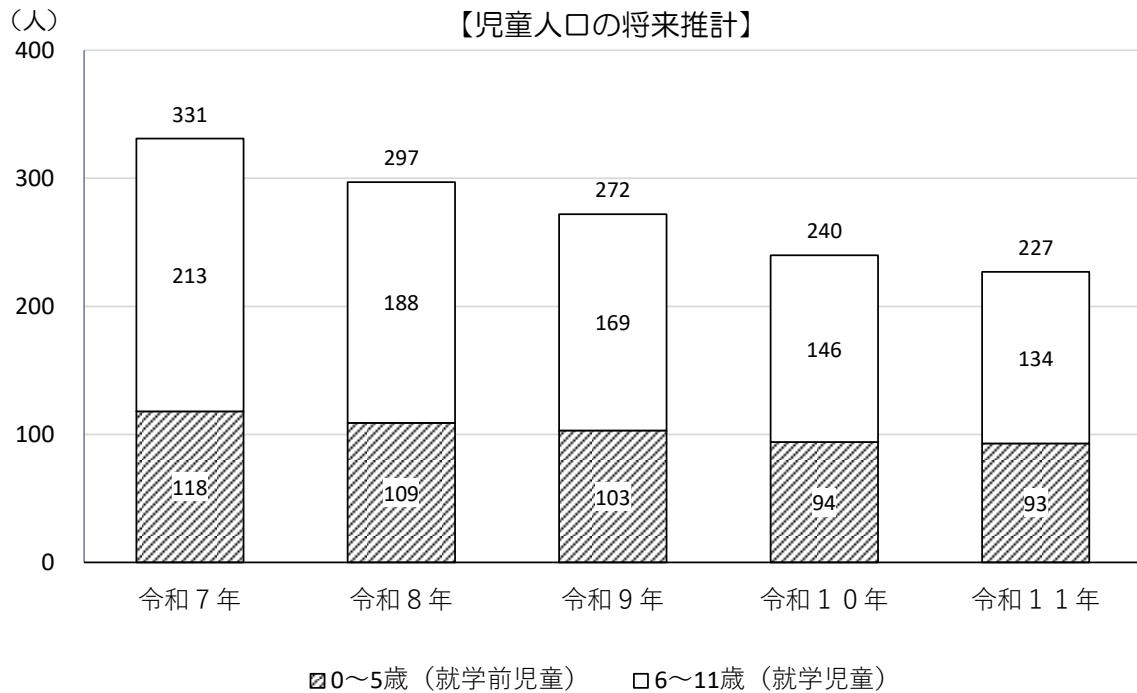
18 歳未満人口は減少傾向で推移しています。令和 2 年と比較すると、令和 6 年には 188 人減少の 666 人となっています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(3) 児童人口の将来推計

0歳から5歳までの就学前児童及び6歳から11歳までの就学児童の推計人口をみると、計画期間の令和7年から令和11年の間、減少傾向で推移していくことが見込まれます。

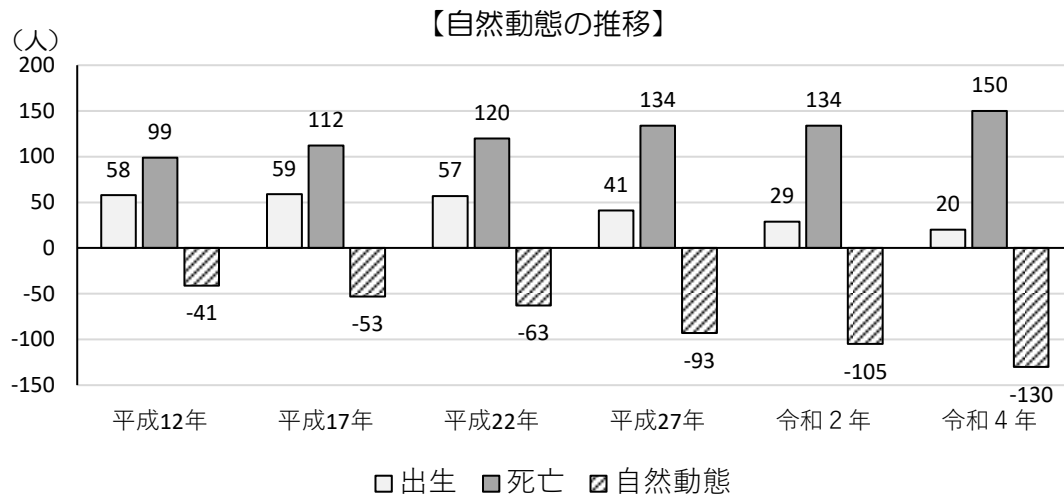


	(人)				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	19	18	17	16	16
1歳	15	18	17	16	15
2歳	16	15	18	17	16
3歳	22	14	13	16	15
4歳	22	23	15	14	17
5歳	24	21	23	15	14
合計	118	109	103	94	93
6歳	27	24	22	23	15
7歳	23	27	24	22	23
8歳	27	23	27	24	22
9歳	46	27	23	27	24
10歳	41	46	27	23	27
11歳	49	41	46	27	23
合計	213	188	169	146	134

資料：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計

(4) 自然動態

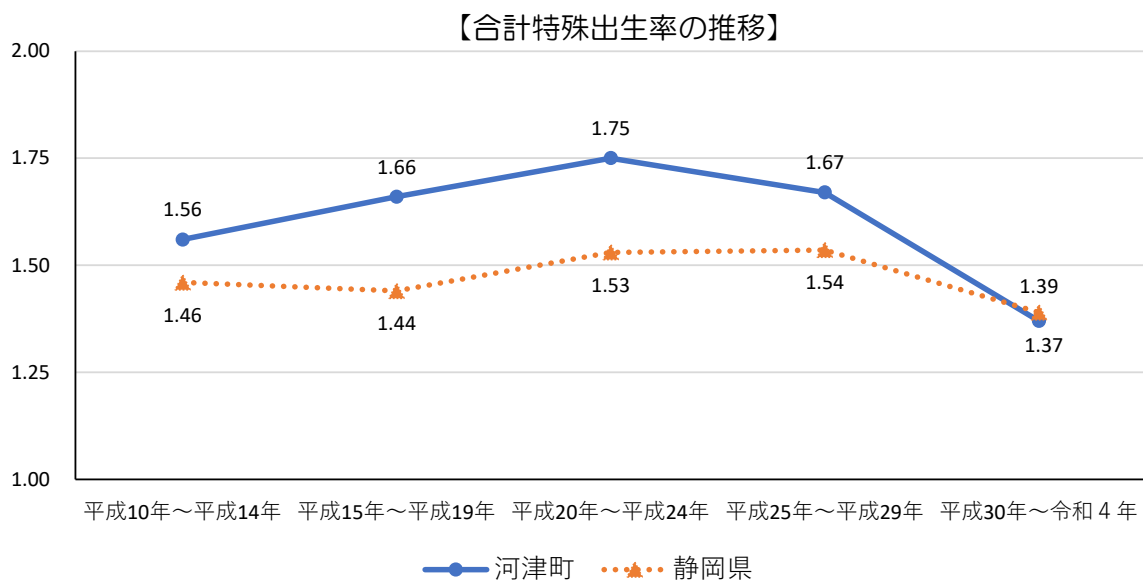
自然動態は減少傾向で推移しています。また、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向で推移しています。



資料：人口動態調査

(5) 合計特殊出生率

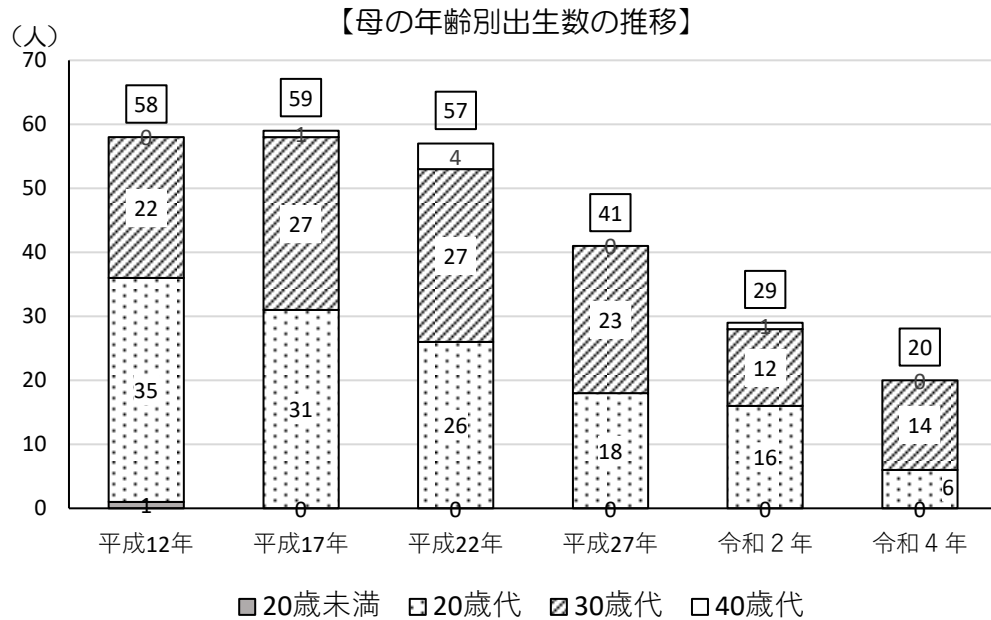
合計特殊出生率は静岡県よりも高く推移していましたが、平成30年～令和4年には1.37となり、静岡県の1.39を下回っています。



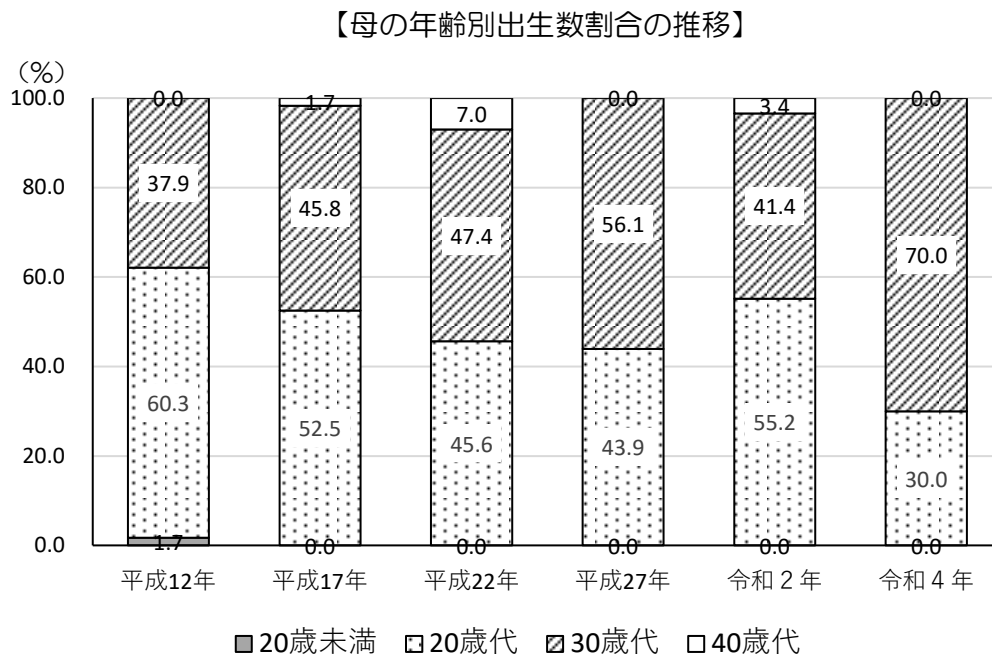
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 母の年齢別出生数

出生数を母の年齢別にみると、20歳代、30歳代の母が出産した子どもが9割以上を占めています。また、全体の出生数は減少傾向となっており、令和4年では全体で20人の出生数となっています。



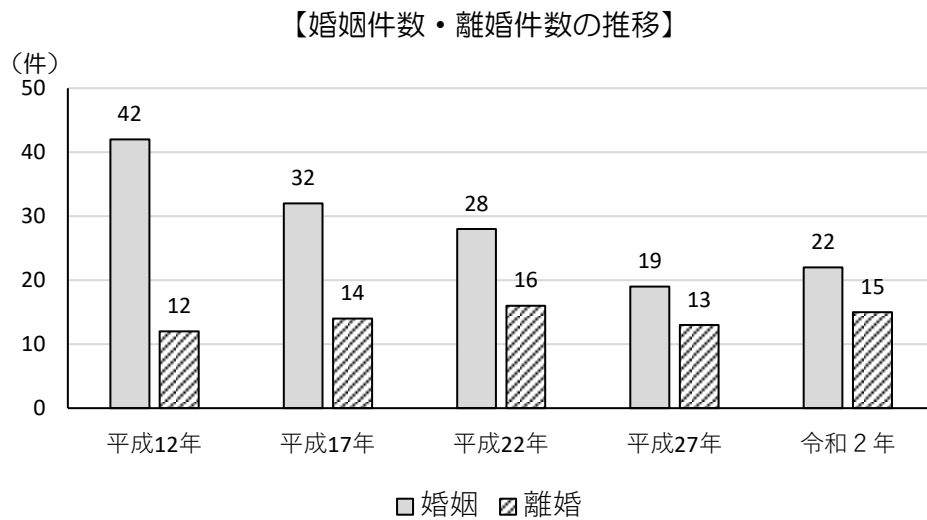
資料：人口動態調査



資料：人口動態調査

(7) 婚姻件数・離婚件数

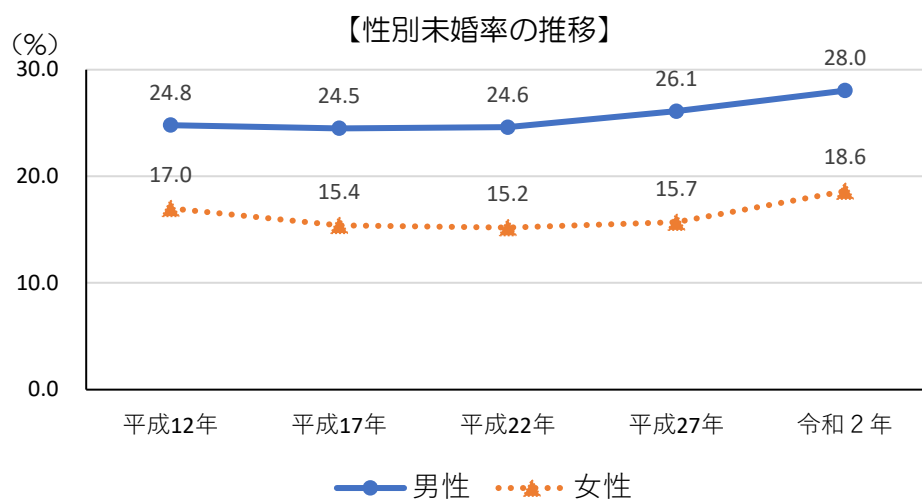
婚姻件数は減少傾向でしたが、令和2年には増加に転じて、22件となっています。離婚件数は15件程度で横ばいの推移となっています。



資料：静岡県人口動態統計

(8) 未婚率

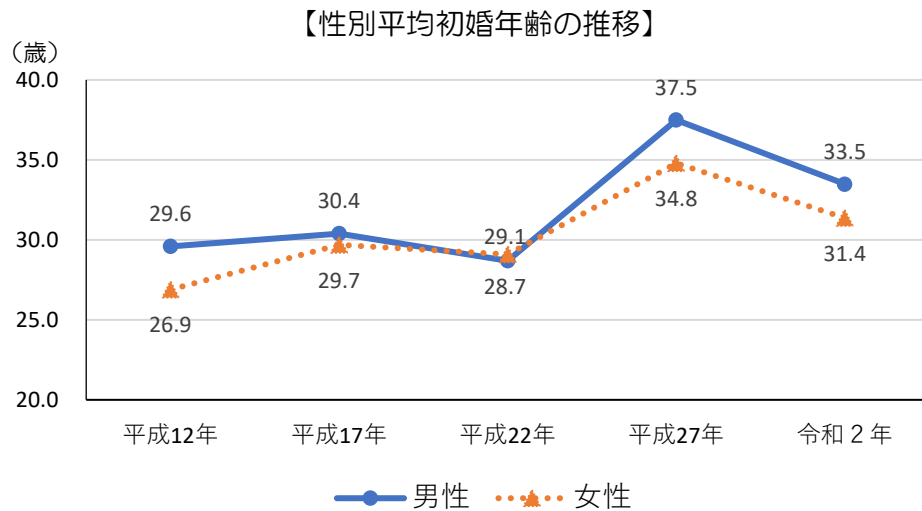
未婚率を性別で見ると、男性・女性ともに増加傾向で推移しており、令和2年には男性が28.0%、女性が18.6%となっています。



資料：国勢調査

(9) 平均初婚年齢

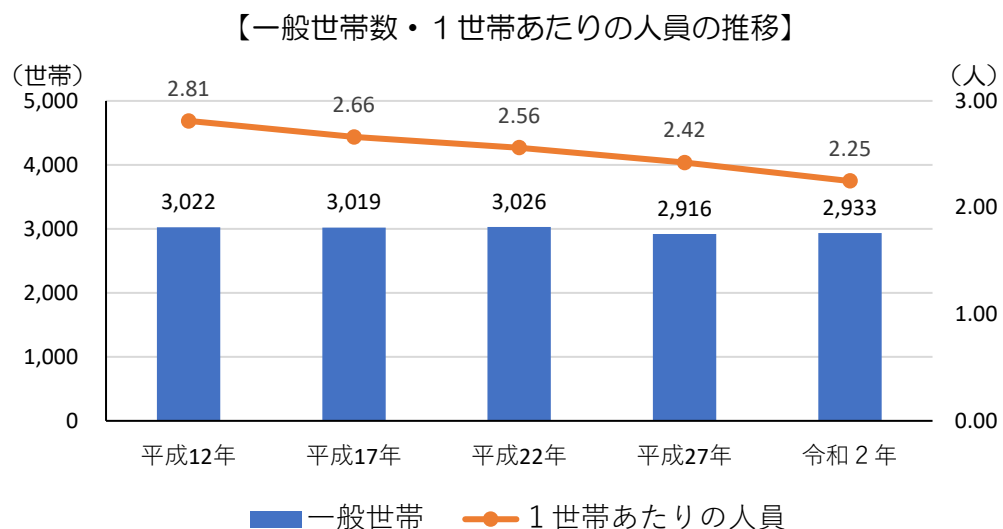
平均初婚年齢を性別にみると、男女ともに上昇・低下を繰り返しており、平成 27 年は男性では 37.5 歳、女性では 34.8 歳と過去最高年齢まで上昇しましたが、令和 2 年では男女ともに低下に転じています。



資料：静岡県人口動態統計

(10) 一般世帯数・1世帯あたりの人員の推移

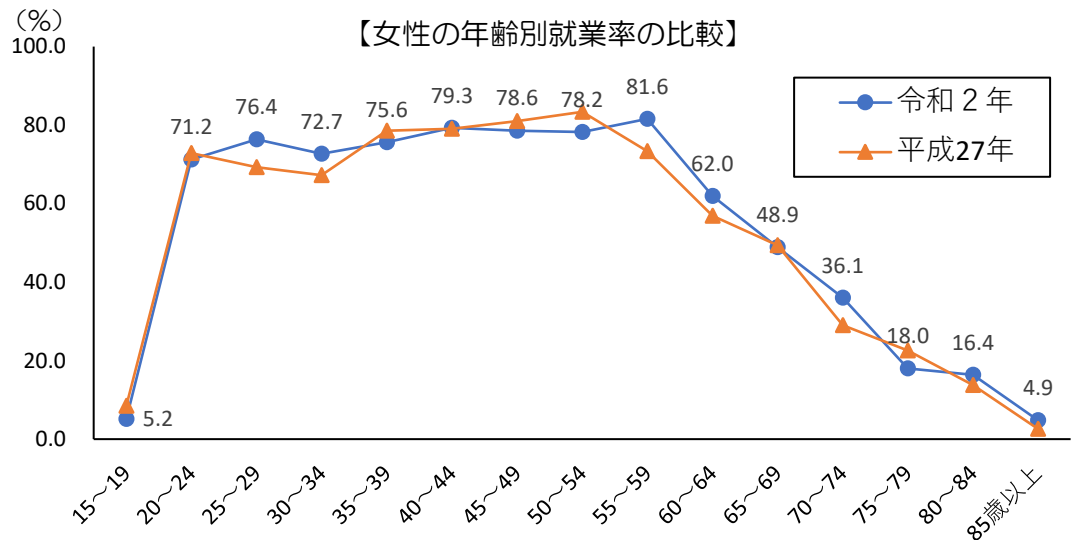
一般世帯数は、3,000 世帯前後で推移しています。一方、1 世帯あたりの人員は減少傾向で推移しており、令和 2 年には 2.25 人となっています。



資料：国勢調査

(11) 女性の就業率

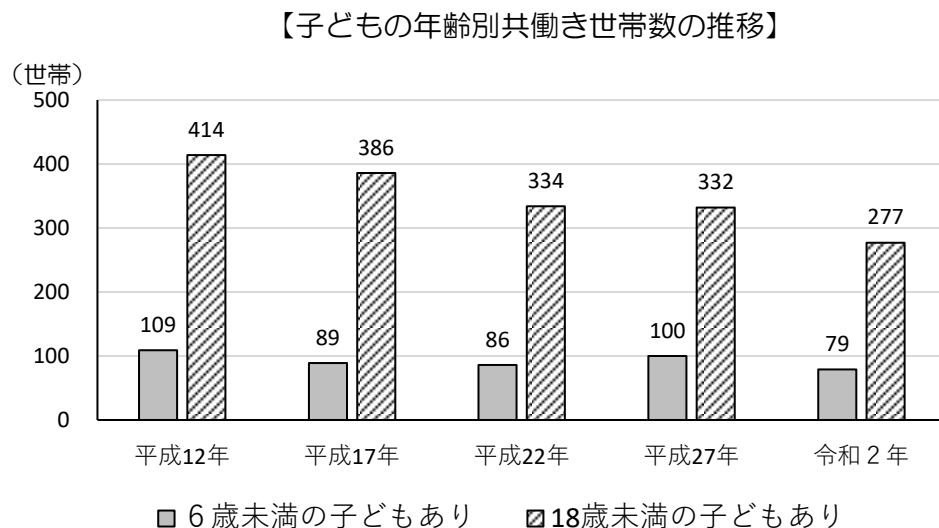
令和2年の女性の就業率を年齢層別にみると、20～59 歳において7割以上と高くなっています。平成27年と比較すると、25～34 歳で就業率が上昇しており、「婚姻～子育て開始時期」に仕事を辞めて、子どもが成長したら再就職するいわゆる“M字カーブ”の谷の部分が緩やかになっています。



資料：国勢調査

(12) 子どものいる共働き世帯数

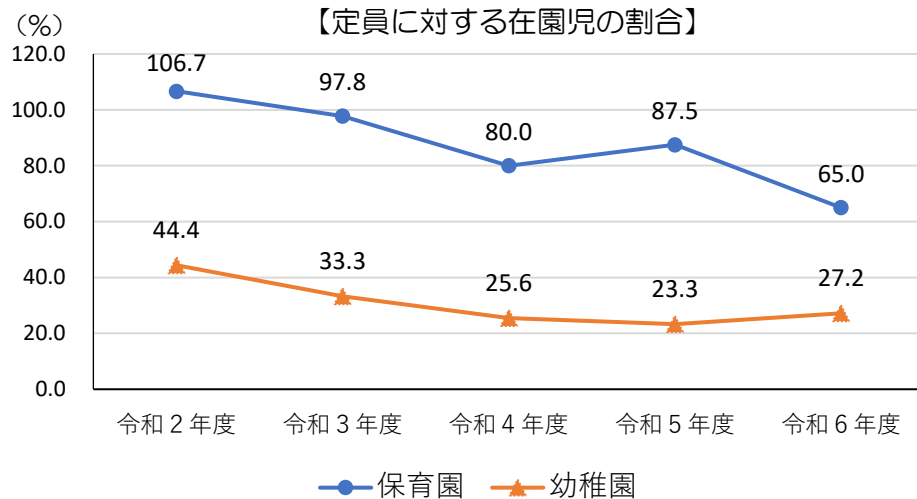
子どものいる共働き世帯数をみると、減少傾向で推移しており、令和2年では6歳未満の子どもがいる共働き世帯数は79世帯、18歳未満の子どもがいる共働き世帯数は277世帯となっています。



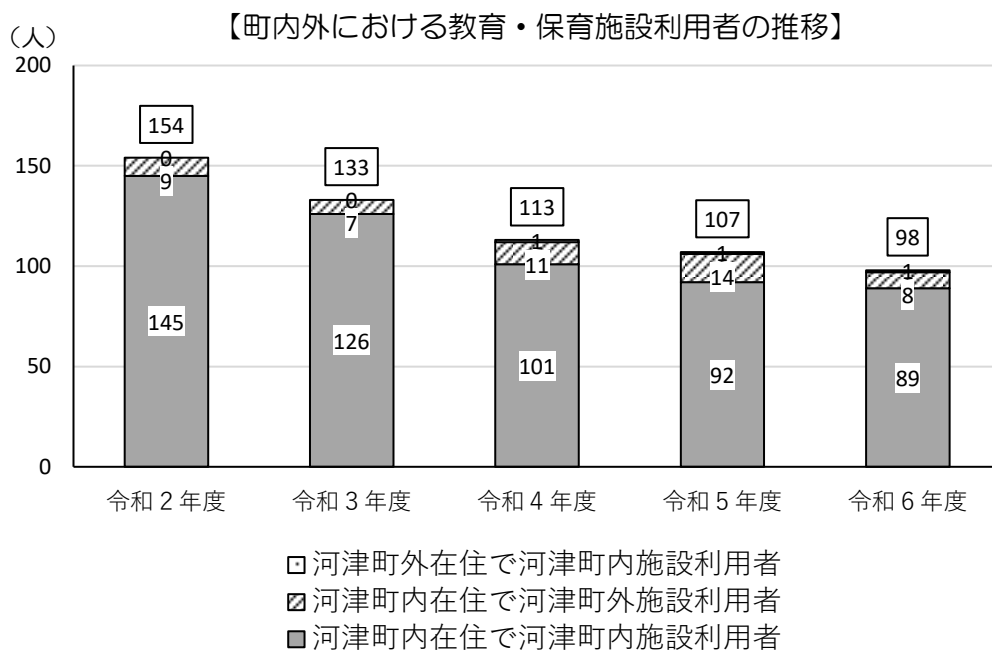
資料：国勢調査

(13) 保育園・幼稚園等在園児数等

定員に対する在園児の割合は、令和6年度時点で保育園が65.0%（定員数40人）、幼稚園が27.2%（定員数180人）となっており、少子化が進み定員に余剰が発生しているため、施設運営の見直しが必要とされています。



町内外における教育・保育施設利用者数は、令和6年度時点で98人となっています。その内訳は、河津町内在住で河津町内施設利用者がほとんどで、9割以上を占めています。



(14) 児童数・生徒数

小学校の児童数、中学校の生徒数は減少傾向で推移しています。

【児童数・生徒数の状況】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	合計	(人)	303	283	282	252	233
	1年生	(人)	49	42	44	28	23
	2年生	(人)	48	50	42	44	27
	3年生	(人)	45	48	49	41	46
	4年生	(人)	55	44	48	49	41
	5年生	(人)	44	55	44	48	48
	6年生	(人)	62	44	55	42	48
中学校	合計	(人)	173	175	152	155	139
	1年生	(人)	51	64	43	55	42
	2年生	(人)	61	51	58	42	54
	3年生	(人)	61	60	51	58	43

資料：学校基本調査

【出生から小学校入学までに変動する人数の状況】

(人)	H25.01.01 0歳児		H26.01.01 0歳児		H27.01.01 0歳児		H28.01.01 0歳児		H29.01.01 0歳児	
	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
平成25年1月1日	0歳	62								
平成26年1月1日	1歳	62	0歳	35						
平成27年1月1日	2歳	55	1歳	40	0歳	52				
平成28年1月1日	3歳	53	2歳	37	1歳	53	0歳	39		
平成29年1月1日	4歳	52	3歳	38	2歳	52	1歳	40	0歳	26
平成30年1月1日	5歳	54	4歳	38	3歳	52	2歳	43	1歳	27
平成31年1月1日	6歳	55	5歳	38	4歳	54	3歳	45	2歳	28
令和2年1月1日	7歳	55	6歳	39	5歳	52	4歳	47	3歳	29
令和3年1月1日	8歳	54	7歳	40	6歳	52	5歳	45	4歳	29
令和4年1月1日	9歳	54	8歳	40	7歳	50	6歳	44	5歳	28
令和5年1月1日	10歳	54	9歳	40	8歳	49	7歳	44	6歳	27
令和6年1月1日	11歳	53	10歳	40	9歳	48	8歳	45	7歳	27
出生から7歳までに 変動する人数		-7		5		-2		5		1

資料：町資料

(15) 学童保育

町内には、放課後児童クラブが1か所あり、在籍者数は減少傾向で推移しています。また、小学校統合により、令和5年度からは河津小学校児童のみの利用となっています。

【町内放課後児童クラブ在籍者の状況】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在籍者数	(人)	59	68	63	45	42
1年生	(人)	24	19	18	8	11
2年生	(人)	11	28	14	17	7
3年生	(人)	14	8	19	10	14
4年生	(人)	7	9	6	8	4
5年生	(人)	1	4	3	1	6
6年生	(人)	2	0	3	1	0
河津小学校 (旧南小学校)	(人)	39	44	41	45	42
西小学校	(人)	12	13	12		
東小学校	(人)	8	11	10		

資料：町資料

(16) 不登校やいじめ

小学校ではいじめの認知件数が増加傾向となっています。また、令和5年度では小学校では不登校の児童が11人、中学校では不登校の生徒が5人となっています。

【不登校やいじめの状況】

			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学校	不登校	(人)	2	2	3	2	11
	スクールカウンセラー	(人)	1	1	1	1	1
	いじめ	(件)	42	34	47	93	106
中学校	不登校	(人)	4	4	7	10	5
	スクールカウンセラー	(人)	1	1	1	1	1
	いじめ	(件)	5	12	10	11	3

資料：児童生徒の問題行動等調査

(17) 家庭児童相談

家庭児童相談件数は、17 件前後で推移しています。令和5年度では養護相談に関する相談が多くなっています。

【家庭児童相談件数の状況】

			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
養護相談	児童虐待相談	(件)	2	0	3
	その他の相談	(件)	0	5	6
保健相談	保健相談	(件)	0	0	0
障害相談	肢体不自由児相談	(件)	0	0	0
	視聴覚障害相談	(件)	0	0	0
	言語発達障害等相談	(件)	2	4	2
	重症心身障害相談	(件)	0	0	0
	知的障害相談	(件)	0	1	0
	発達障害相談	(件)	4	3	3
非行相談	ぐ犯行為等相談	(件)	0	0	0
	触法行動相談	(件)	0	0	0
育成相談	性格行動相談	(件)	0	0	0
	不登校相談	(件)	1	0	0
	適正相談	(件)	0	0	0
	育児・しつけ相談	(件)	5	2	4
その他		(件)	3	3	0
合計		(件)	17	15	18

資料：町資料

(18) 障害児通所支援サービスの状況

障害児通所支援サービスの利用状況は、下表のとおりです。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	(人)	0	1	4
放課後等デイサービス	(人)	1	3	2
保育所等訪問支援	(人)	3	3	3

資料：町資料

(19) 乳幼児健診・健康相談、健康教育事业

乳幼児健診・健康相談、健康教育事业の実施状況は、下表のとおりです。

【乳幼児健診の実施状況】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
4か月児健診 (受診児・受診率)	(人)	37	26	24	22	11
	(%)	100.0	92.9	92.3	100.0	100.0
10か月児健診 (受診児・受診率)	(人)	26	32	19	29	15
	(%)	104.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1歳6か月児健診 (受診児・受診率)	(人)	22	28	30	23	21
	(%)	100.0	96.6	103.4	100.0	100.0
3歳児健診 (受診児・受診率)	(人)	22	32	31	25	23
	(%)	88.0	107.0	100.0	104.2	100.0

資料：町資料

【健康相談の実施状況】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
2歳児健康相談 (実施回数・相談者数)	(回)	5	5	6	6	6
	(人)	27	21	25	27	19

資料：町資料

【健康教育事业の実施状況】

事業名	対象者		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
健診事後教室 ころぼっくる	言葉の出がゆっくり、コミュニケーションが取りにくい、体の動かし方がぎこちない等、心身の発達に偏りがあったり、成長がゆっくりなお子さん（幼稚園就園前）とその保護者	(回)	11	7	8	12	12
		(人)	26	14	23	58	15
健診事後教室 かっぱっぱ	言葉の出がゆっくり、コミュニケーションが取りにくい、体の動かし方がぎこちない等、心身の発達に偏りがあったり、成長がゆっくりなお子さん（小学校就学前）とその保護者	(回)	11	7	8	12	12
		(人)	68	34	24	47	65
ママパパ学級	河津町に住所のある妊婦とその家族	(回)	3	2	3	3	2
		(人)	25	9	19	12	7
産後ケア事業	体調不良や育児不安のある、産後1年までの産婦及び乳児	(人)	0	0	0	0	0
スキンシップ セミナー	月齢2か月からハイハイ前の時期の子とその保護者	(回)	8	4	8	8	8
		(人)	50	30	40	48	21

資料：町資料 ※人数は延人数

(20) 保健指導・相談、訪問指導

保健指導・相談、訪問指導の実施状況は下表のとおりです。

【保健指導・相談の実施状況】

事業名	対象者		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
育児相談	子育て中の保護者	(回)	12	12	12	12	12
		(人)	127	111	86	108	27
のびのび 発達検査	子どもの発達等に 心配のある保護者	(回)	6	5	4	5	7
		(人)	13	7	6	11	14

資料：町資料 ※人数は延人数

【訪問指導の実施状況】

事業名	対象者		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊婦訪問	フォローが 必要な妊婦	(人)	3	4	0	0	0
産婦訪問	町内に 住所のある産婦	(人)	30	37	25	24	18
新生児訪問	町内に 住所のある新生児	(人)	28	26	22	22	16
未熟児訪問	町内に 住所のある未熟児	(人)	3	6	2	2	4

資料：町資料 ※人数は延人数

(21) 手当・助成

子どもに関する手当・助成の支給状況は下表のとおりです。

【子どもに関する手当・助成の支給状況】

			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童手当	(件)		7,483	7,022	6,535	5,789	5,235
児童扶養手当	(件)		45	46	42	36	34
特別児童扶養手当	(件)		7	5	5	7	5
子ども医療費助成	(件)		11,773	8,526	8,468	8,176	9,853
ひとり親家庭 医療費助成	件数	(件)	344	343	337	268	253
	受給者数	(人)	36	39	27	29	27
母子寡婦福祉資金	(件)		1	0	0	0	0
不妊治療費助成	(件)		8	10	7	4	7
不育症治療費助成	(件)		0	0	0	0	0
ひとり親家庭就学支援事業	(人)		4	2	3	2	1
就学援助（準要保護）	(人)		1	2	2	4	7

資料：町資料

(22) ファミリーサポートセンター・かわづっこひろば

ファミリーサポートセンターの会員数は増加傾向となっています。また、令和4年度に開所した、かわづっこひろばは利用件数が増加傾向となっています。

【ファミリーサポートセンターの利用状況】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
延利用件数	(件)	28	29	256	34	40
会員数	依頼	(人)	12	18	22	27
	支援	(人)	11	11	11	11
	両方	(人)	9	9	8	9
	合計	(人)	32	38	41	44

資料：町資料

【子育てサロンの利用状況】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
延利用件数	(件)	3,469	1,902	1,708	937

資料：町資料

【かわづっこひろばの利用状況】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
延利用件数	(件)				3,768	8,929

資料：町資料

(23) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は28人で、男女の人数の状況は下表のとおりです。

【民生委員・児童委員の状況】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
民生委員・児童委員	(人)	28	28	28	28	28
うち 男性委員	(人)	9	9	15	15	15
うち 女性委員	(人)	19	19	13	13	13

資料：町資料

(24) 虐待通報

令和5年度では、虐待通報件数は1件、虐待通報家庭数は1家庭となっています。

【虐待通報の状況】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
虐待通報件数	(件)	0	1	1	0	1
虐待通報家庭数	(家庭)	0	1	1	0	1

資料：町資料

(25) 子どもが参加する地域活動の状況

子ども会については、令和5年度で事業が廃止となりました。スポーツ少年団は1団体が活動していますが、加入者は減少傾向となっています。

【子どもが参加する地域活動の状況】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子ども会	(団体)	19	19	19	18	
	(人)	292	266	254	228	
スポーツ少年団	(団体)	1	1	1	1	1
	(人)	23	22	22	20	13

※スポーツ少年団の団体数は、町に登録されている団体の数です。

資料：町資料

(26) 公園

町内には笹原公園と浜公園の2つの公園があります。

【町内公園の状況】

公園名称	遊具	水道	駐車場	トイレ
笹原公園	無	有	有	有
浜公園	有	有	有	有

資料：町資料

2 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 調査目的

本調査は、町内に居住する未就学児童及び小学生の保護者を対象として、アンケート調査を実施し、「河津町こども計画」を策定するに当たり、住民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するための基礎資料とします。

(2) 調査対象

未就学児（0～5歳 117人）

小学生（1～6年生 175人）

(3) 調査時期

令和6年2月

(4) 調査方法

郵送による配布・回収、または学校や園を通じての回収。

(5) 回収結果

未就学児

配布数	回収数	回収率
117	96	82.1%

小学生

配布数	回収数	回収率
175	143	81.7%

(6) 数値等の基本的な取扱いについて

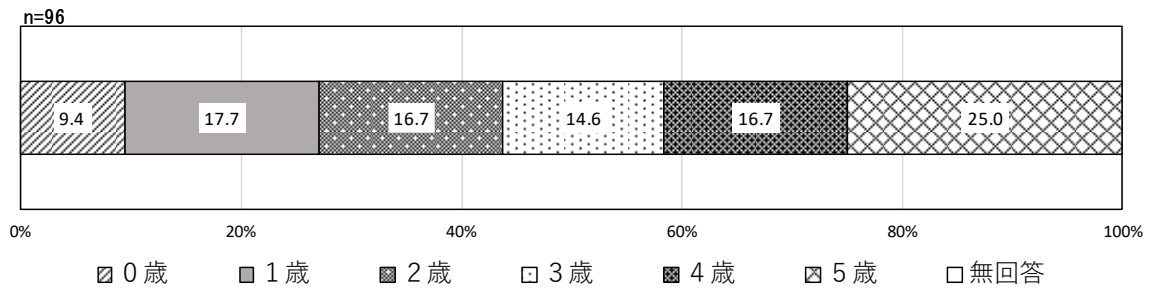
- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場合があります。

(7) 調査結果

①お子さんの年齢

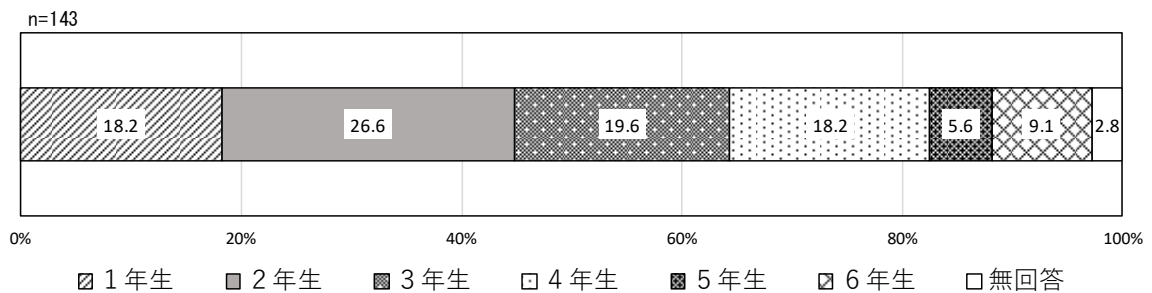
【未就学児】

「5歳」の割合が25.0%と最も高く、次いで「1歳」が17.7%、「2歳」「4歳」が16.7%となっています。



【小学生】

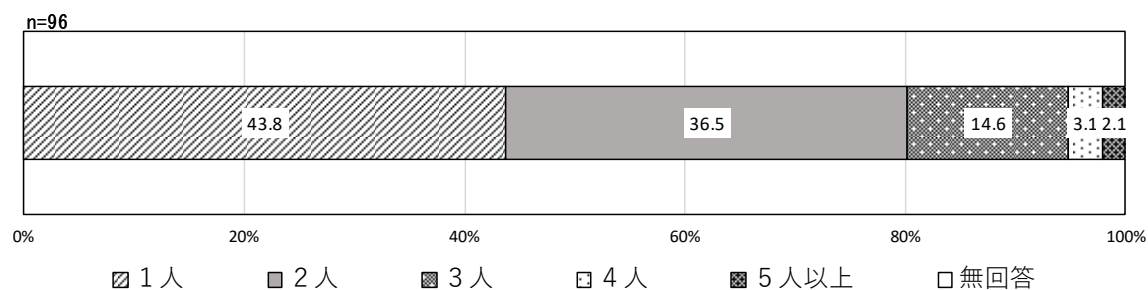
「2年生」の割合が26.6%と最も高く、次いで「3年生」が19.6%、「1年生」「4年生」が18.2%となっています。



②お子さんの人数

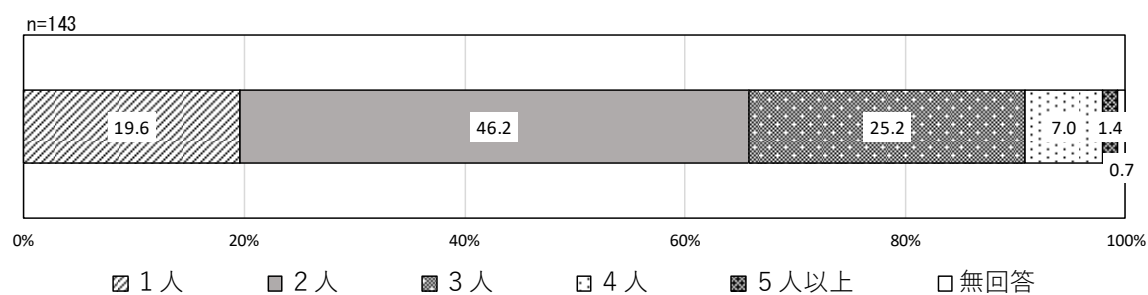
【未就学児】

「1人」の割合が43.8%と最も高く、次いで「2人」が36.5%、「3人」が14.6%となっています。



【小学生】

「2人」の割合が46.2%と最も高く、次いで「3人」が25.2%、「1人」が19.6%となっています。



③町の事業の認知度等【未就学児】

【A 知っている】

「はい」の割合が高かった項目は、「③育児相談」が89.6%と最も高く、次いで「⑥子育てサークルの活動（くれよんくらぶや図書館での読み聞かせ等）」が87.5%、「①ママパパ学級」が82.3%となっています。

(%)

区分 n=96	はい	いいえ
①ママパパ学級	82.3	9.4
②産後ケア事業	67.7	26.0
③育児相談	89.6	3.1
④スキンシップセミナー	51.0	42.7
⑤ファミリー・サポート・センター	71.9	25.0
⑥子育てサークルの活動（くれよんくらぶや図書館での読み聞かせ等）	87.5	3.1
⑦家庭教育に関する学級・講座	45.8	51.0
⑧その他	0.0	4.2

【B 利用している（または利用したことがある）】

「はい」の割合が高かった項目は、「⑥子育てサークルの活動（くれよんくらぶや図書館での読み聞かせ等）」が71.9%と最も高く、次いで「③育児相談」が55.2%、「①ママパパ学級」が46.9%となっています。

(%)

区分 n=96	はい	いいえ
①ママパパ学級	46.9	41.7
②産後ケア事業	8.3	75.0
③育児相談	55.2	30.2
④スキンシップセミナー	34.4	50.0
⑤ファミリー・サポート・センター	11.5	69.8
⑥子育てサークルの活動（くれよんくらぶや図書館での読み聞かせ等）	71.9	18.8
⑦家庭教育に関する学級・講座	18.8	61.5
⑧その他	0.0	5.2

【C 今後利用したい（今後も利用したい）】

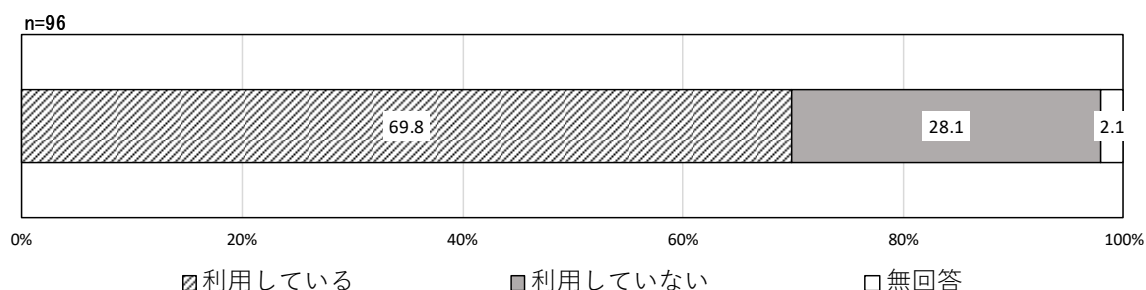
「はい」の割合が高かった項目は、「⑥子育てサークルの活動（くれよんくらぶや図書館での読み聞かせ等）」が68.8%と最も高く、次いで「③育児相談」が51.0%、「⑦家庭教育に関する学級・講座」が43.8%となっています。

		(%)	
区分 n=96		はい	いいえ
①ママパパ学級		38.5	38.5
②産後ケア事業		35.4	43.8
③育児相談		51.0	29.2
④スキンシップセミナー		37.5	40.6
⑤ファミリー・サポート・センター		33.3	47.9
⑥子育てサークルの活動（くれよんくらぶや図書館での読み聞かせ等）		68.8	17.7
⑦家庭教育に関する学級・講座		43.8	35.4
⑧その他		0.0	5.2

④河津町地域子育て支援センター（かわづっこひろば）の利用状況

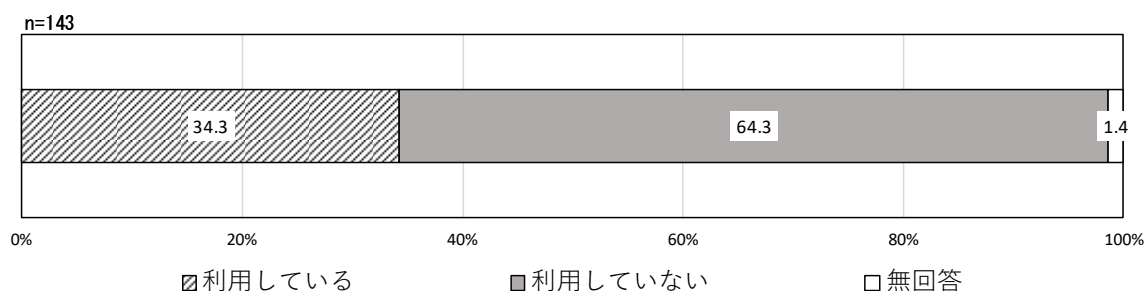
【未就学児】

「利用している」の割合が69.8%と最も高く、次いで「利用していない」が28.1%となっています。また、「利用している」方の平均利用日数（1か月）は4日となっています。



【小学生】

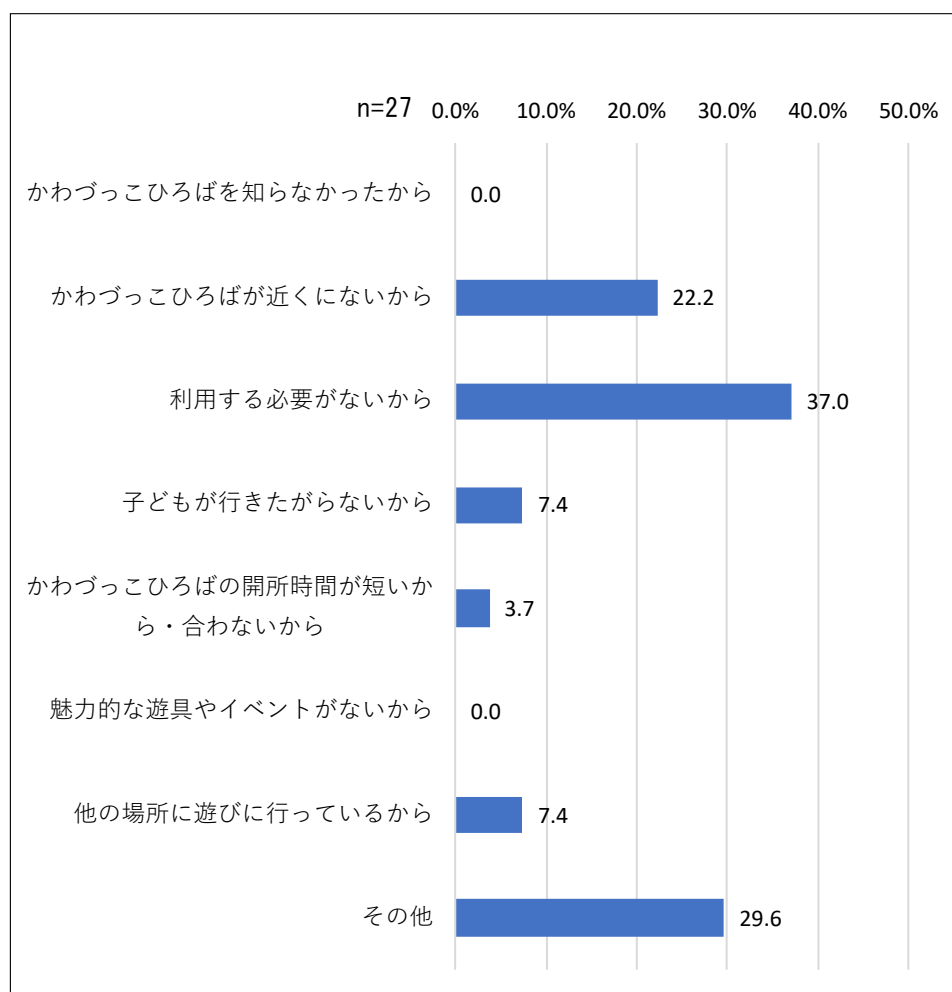
「利用していない」の割合が64.3%と最も高く、次いで「利用している」が34.3%となっています。また、「利用している」方の平均利用日数（1か月）は2日となっています。



⑤かわづっこひろばを利用していない理由

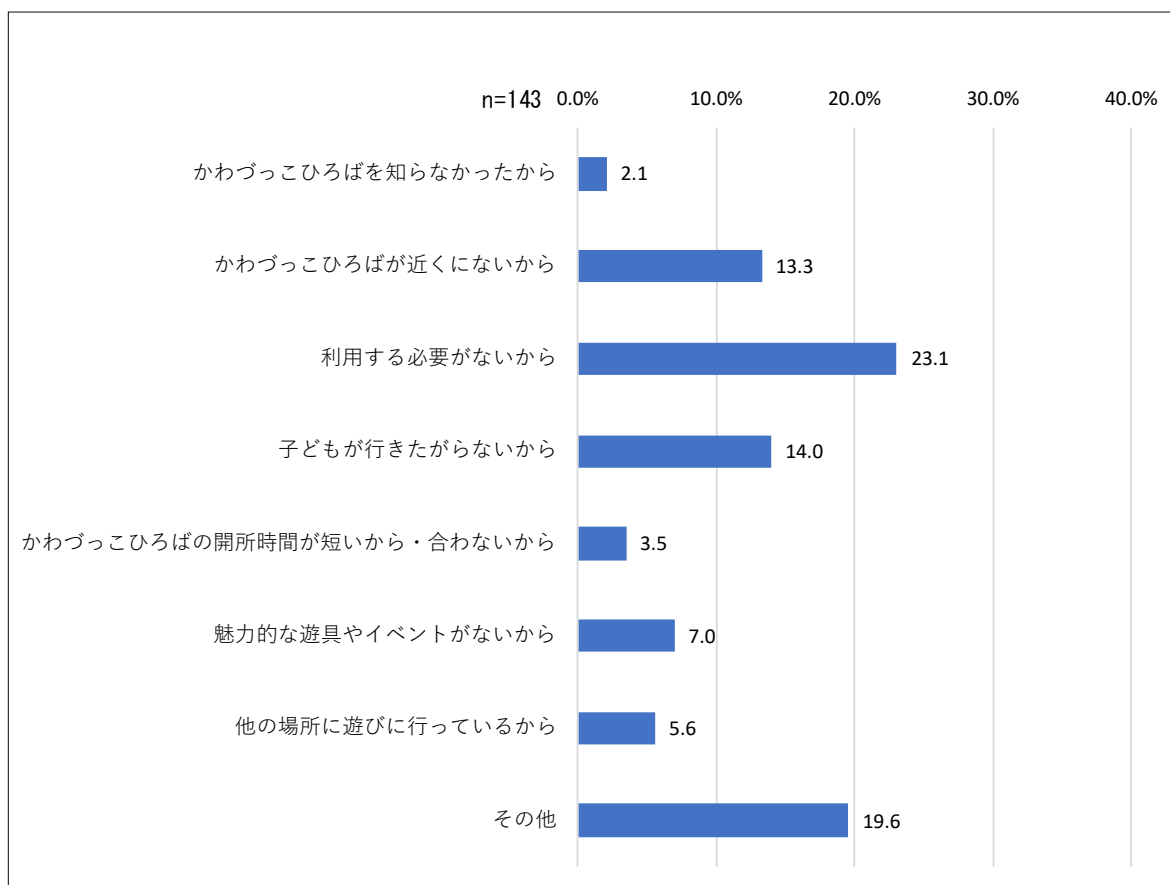
【未就学児】

「利用する必要があるから」の割合が37.0%と最も高く、次いで「その他（休みの時くらい子どもといたい、利用年齢とタイミングが合わない、他の保護者の方との交流が好きではない 等）」が29.6%、「かわづっこひろばが近くにないから」が22.2%となっています。



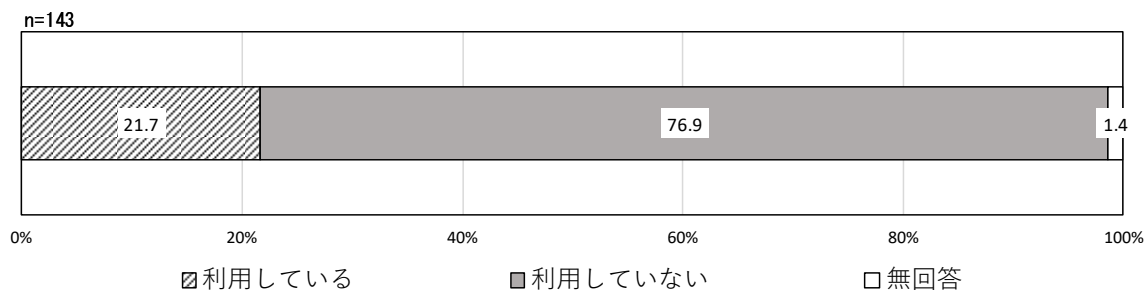
【小学生】

「利用する必要がないから」の割合が23.1%と最も高く、次いで「その他（宿題ルームのみ利用、親どうしの関係がストレスになる、習いごとがある 等）」が19.6%、「子どもが行きたがらないから」が14.0%となっています。



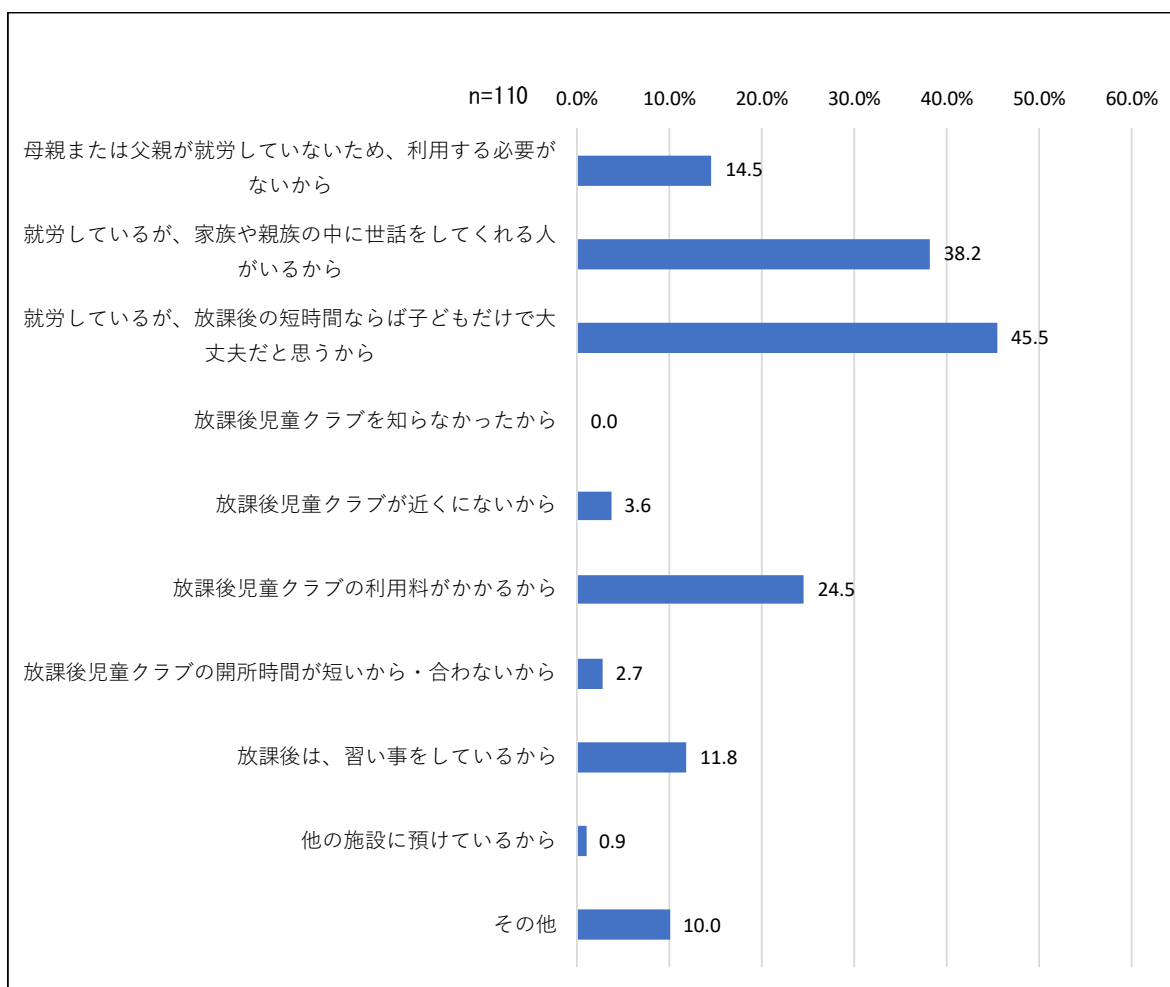
⑥放課後児童クラブの利用状況【小学生】

「利用していない」の割合が76.9%と最も高く、次いで「利用している」が21.7%となっています。



⑦放課後児童クラブを利用していない理由【小学生】

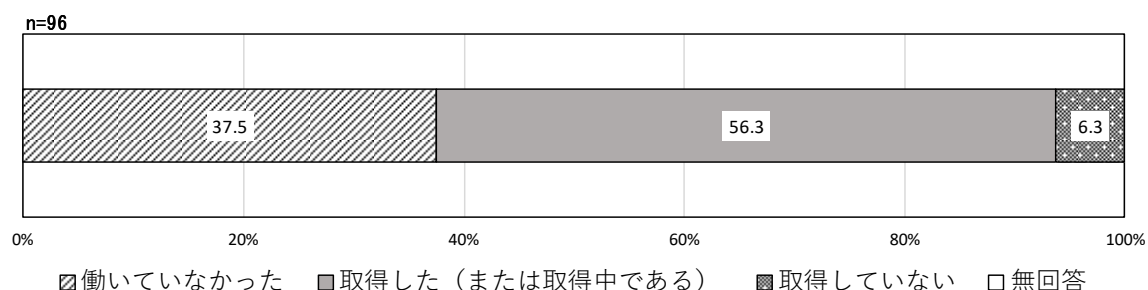
「就労しているが、放課後の短時間ならば子どもだけで大丈夫だと思うから」の割合が45.5%と最も高く、次いで「就労しているが、家族や親族の中に世話をしてくれる人がいるから」が38.2%、「放課後児童クラブの利用料がかかるから」が24.5%となっています。



⑧育児休業の取得【未就学児】

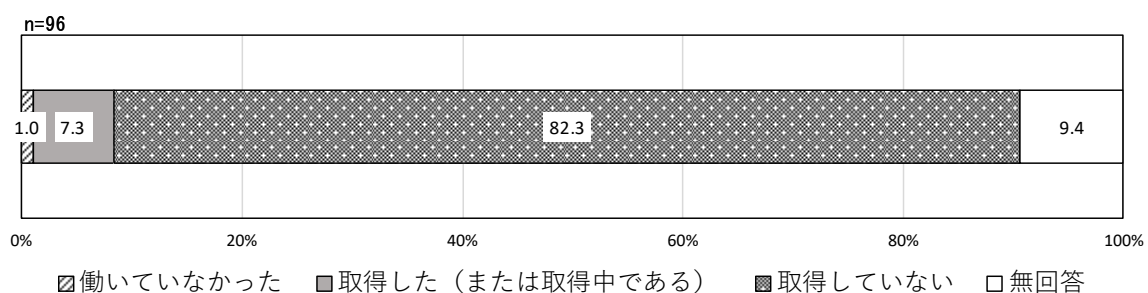
(母親)

「取得した（または取得中である）」の割合が 56.3%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 37.5%、「取得していない」が 6.3%となっています。



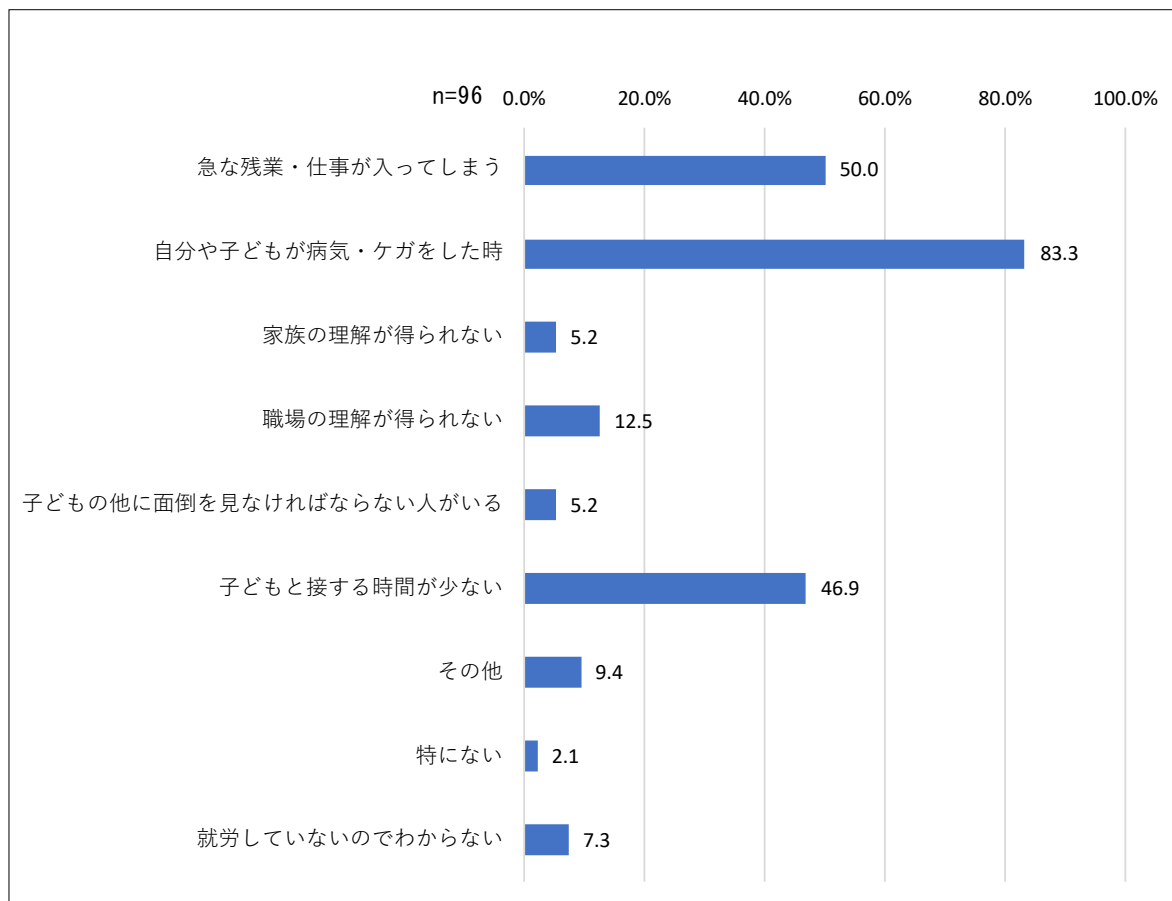
(父親)

「取得していない」の割合が 82.3%と最も高く、次いで「取得した（または取得中である）」が 7.3%、「働いていなかった」が 1.0%となっています。



⑨仕事と子育てを両立する上で大変だと感じる事【未就学児】

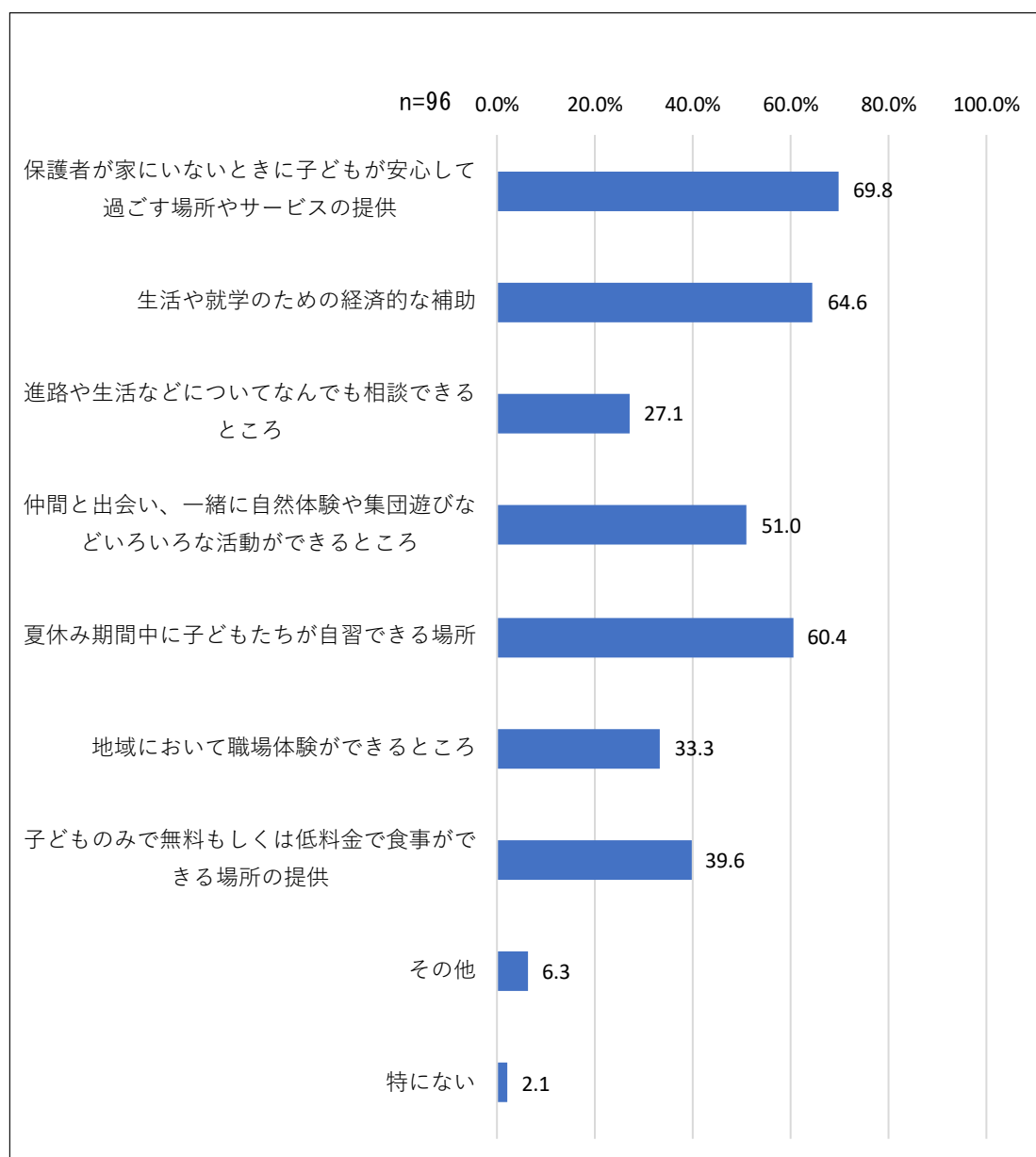
「自分や子どもが病気・ケガをした時」の割合が83.3%と最も高く、次いで「急な残業・仕事が入ってしまう」が50.0%、「子どもと接する時間が少ない」が46.9%となっています。



⑩現在または将来的に利用したい支援

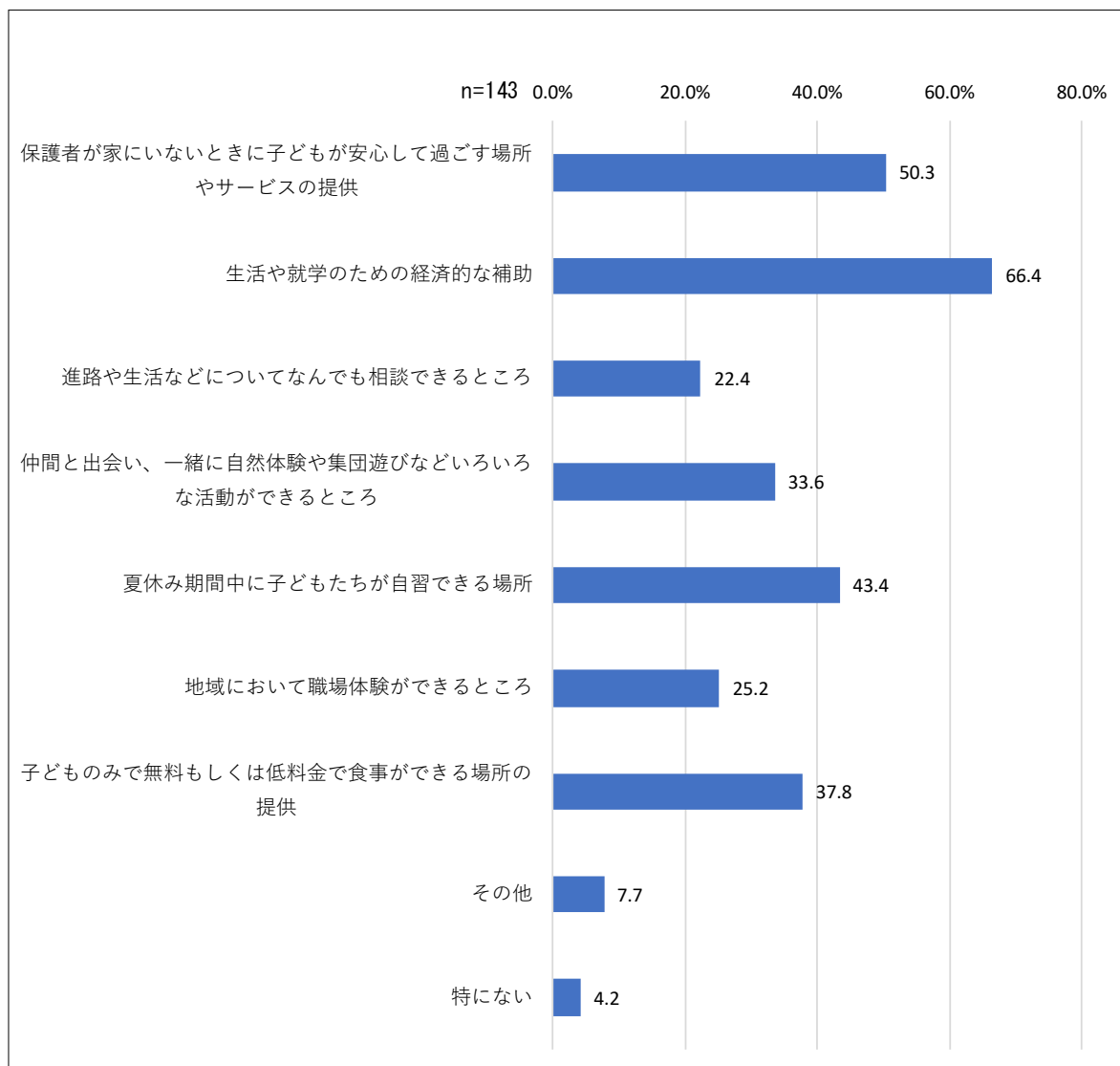
【未就学児】

「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」の割合が69.8%と最も高く、次いで「生活や就学のための経済的な補助」が64.6%、「夏休み期間中に子どもたちが自習できる場所」が60.4%となっています。



【小学生】

「生活や就学のための経済的な補助」の割合が66.4%と最も高く、次いで「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」が50.3%、「夏休み期間中に子どもたちが自習できる場所」が43.4%となっています。



⑪河津町の子育て環境や支援の満足度

【未就学児】

「4」と「5」をあわせた『満足度が高い』でみると、「③乳幼児健診の体制に満足していますか」が56.3%と最も高く、次いで「⑧公共施設が子どもにとって安心できる場だと思いますか」が50.0%、「⑥青少年が健全に過ごせるまちだと感じますか」が46.9%となっています。

「1」と「2」をあわせた『満足度が低い』でみると、「⑪屋外の遊び場が充実していると思いますか」が63.6%と最も高く、次いで「⑤子どもへの教育環境が充実していると思いますか」「⑦障がいなど配慮の必要な子どもを安心して育てられると感じますか」が35.4%となっています。

区分 n=96	(%)				
	満足度が低い		満足度が高い		
	1	2	3	4	5
	←				→
①河津町は子育てしやすいまちだと思いますか	6.3	10.4	40.6	28.1	13.5
②子どもがいても安心して働けると感じていますか	5.2	21.9	37.5	21.9	12.5
③乳幼児健診の体制に満足していますか	5.2	7.3	29.2	37.5	18.8
④小児医療体制に満足していますか	11.5	12.5	31.3	29.2	14.6
⑤子どもへの教育環境が充実していると思いますか	10.4	25.0	37.5	21.9	4.2
⑥青少年が健全に過ごせるまちだと感じますか	1.0	9.4	41.7	34.4	12.5
⑦障がいなど配慮の必要な子どもを安心して育てられると感じますか	10.4	25.0	44.8	15.6	2.1
⑧公共施設が子どもにとって安心できる場だと思いますか	1.0	7.3	39.6	41.7	8.3
⑨地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思いますか	7.3	13.5	46.9	28.1	3.1
⑩子育てが地域の人たちに支えられていると感じますか	5.2	16.7	39.6	28.1	8.3
⑪屋外の遊び場が充実していると思いますか	32.3	31.3	26.0	6.3	3.1
⑫犯罪被害にあう事の少ないまちだと思いますか	2.1	4.2	44.8	33.3	13.5
⑬子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報に満足していますか	4.2	12.5	50.0	28.1	4.2

【小学生】

「4」と「5」をあわせた『満足度が高い』でみると、「③乳幼児健診の体制に満足していますか」が53.2%と最も高く、次いで「④小児医療体制に満足していますか」が52.5%、「⑥青少年が健全に過ごせるまちだと感じますか」が50.4%となっています。

「1」と「2」をあわせた『満足度が低い』でみると、「⑪屋外の遊び場が充実していると思いますか」が68.6%と最も高く、次いで「⑬子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報に満足していますか」が32.9%、「⑤子どもへの教育環境が充実していると思いますか」が32.2%となっています。

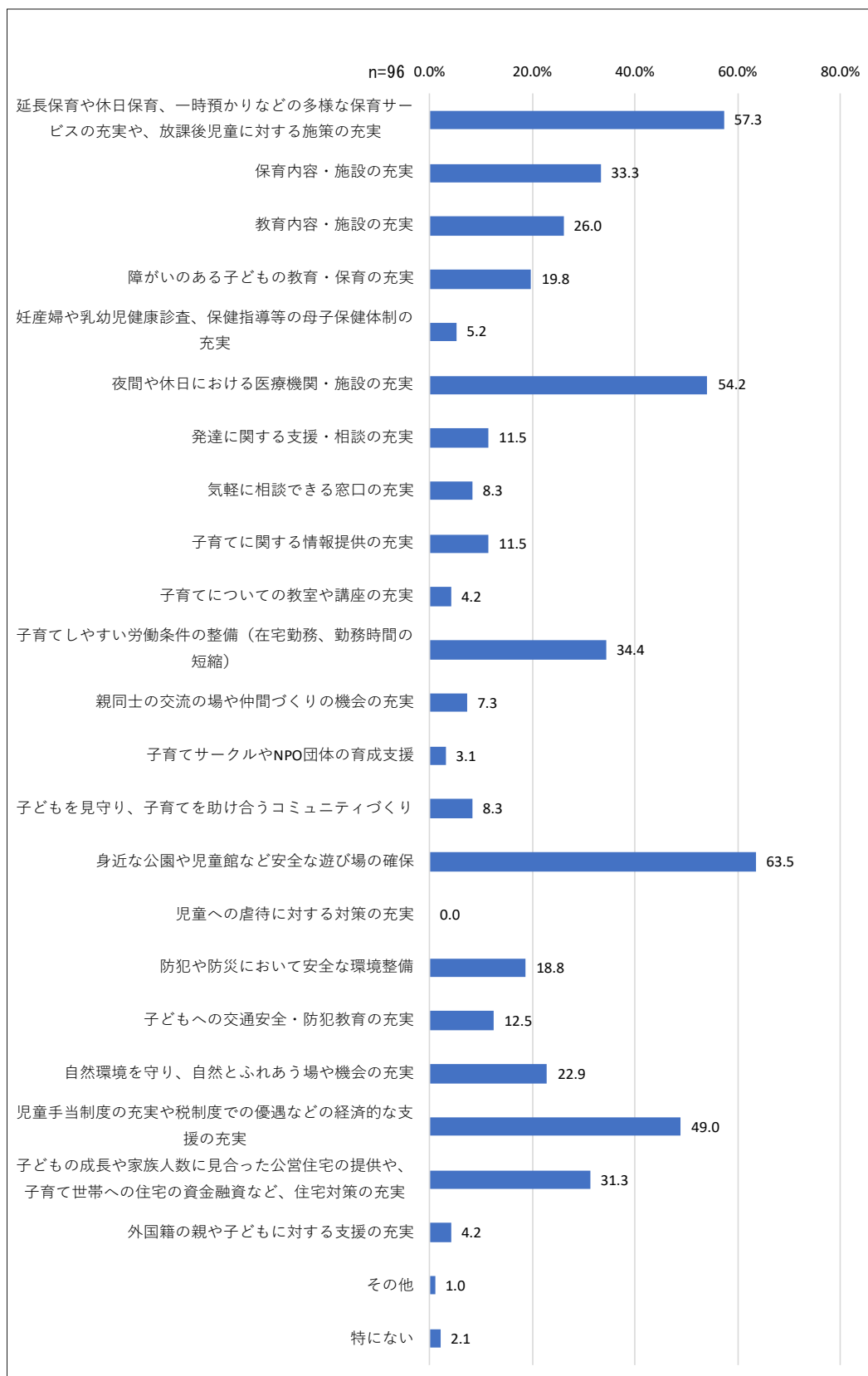
(%)

区分 n=143	満足度が低い			満足度が高い	
	1	2	3	4	5
	←————→				
①河津町は子育てしやすいまちだと思いますか	4.9	16.1	40.6	26.6	10.5
②子どもがいても安心して働けると感じていますか	6.3	23.1	37.8	21.0	10.5
③乳幼児健診の体制に満足していますか	2.1	9.8	33.6	31.5	21.7
④小児医療体制に満足していますか	9.1	13.3	23.1	30.1	22.4
⑤子どもへの教育環境が充実していると思いますか	8.4	23.8	44.1	13.3	9.1
⑥青少年が健全に過ごせるまちだと感じますか	1.4	4.9	42.0	32.2	18.2
⑦障がいなど配慮の必要な子どもを安心して育てられると感じますか	7.0	14.0	52.4	15.4	9.1
⑧公共施設が子どもにとって安心できる場だと思いますか	4.2	7.7	47.6	25.9	12.6
⑨地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思いますか	4.2	14.7	48.3	20.3	11.2
⑩子育てが地域の人たちに支えられていると感じますか	5.6	16.1	40.6	23.1	13.3
⑪屋外の遊び場が充実していると思いますか	31.5	37.1	21.0	3.5	5.6
⑫犯罪被害にあう事の少ないまちだと思いますか	2.1	6.3	44.8	30.8	14.7
⑬子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報に満足していますか	8.4	24.5	50.3	10.5	4.9

⑫河津町の子育て環境をさらによくしていくために期待すること

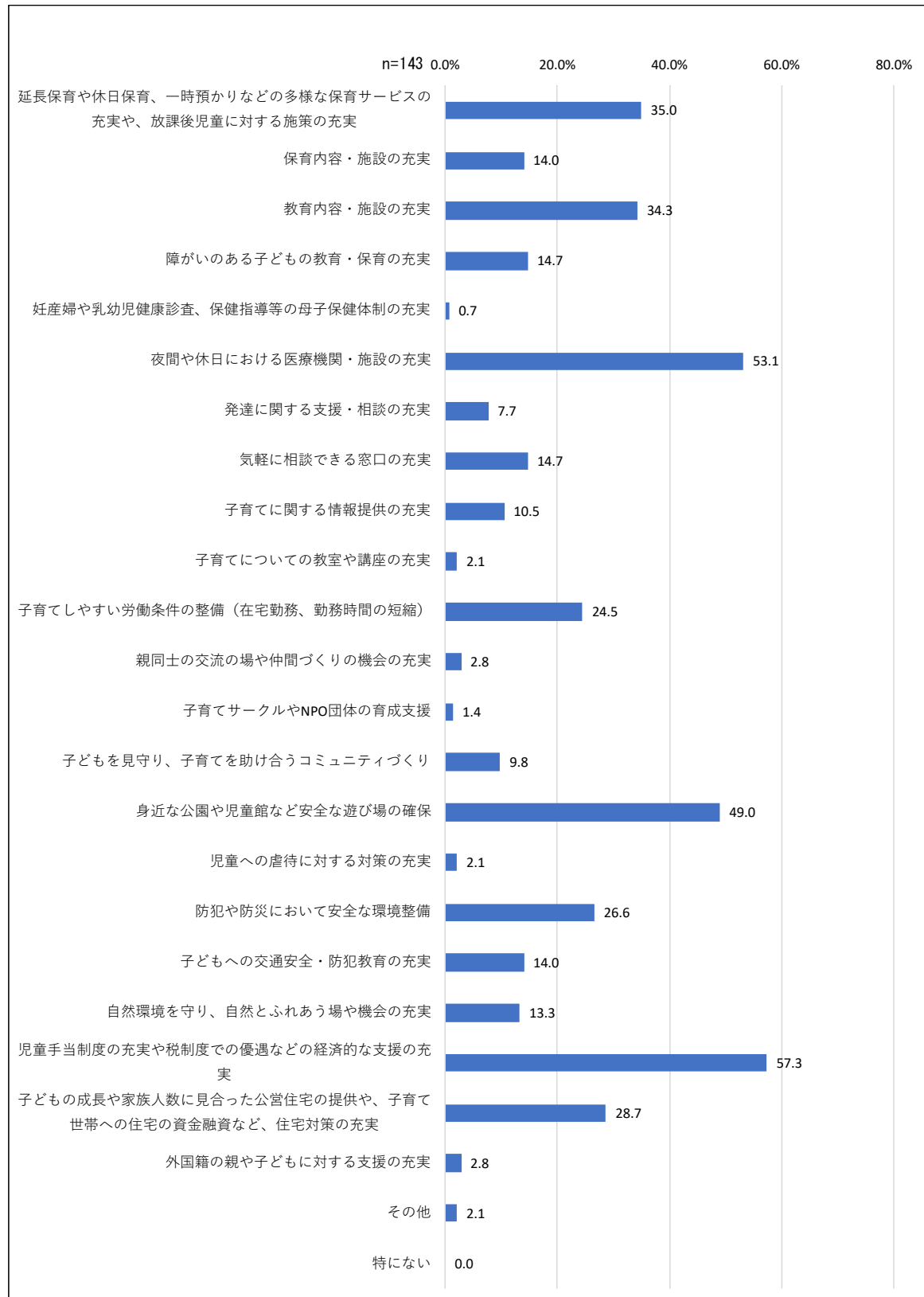
【未就学児】

「身近な公園や児童館など安全な遊び場の確保」の割合が63.5%と最も高く、次いで「延長保育や休日保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実」が57.3%、「夜間や休日における医療機関・施設の充実」が54.2%となっています。



【小学生】

「児童手当制度の充実や税制度での優遇などの経済的な支援の充実」の割合が57.3%と最も高く、次いで「夜間や休日における医療機関・施設の充実」が53.1%、「身近な公園や児童館など安全な遊び場の確保」が49.0%となっています。



⑬教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関してのご意見

教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関して、下記のようなご意見がありました。

○近隣の市町村に比べて遊ぶところが少ない。特に屋外の公園（道具が少ない）で安全なところがない。

○子どもが減少し小学校も1校になったことから、今後保育園・幼稚園も合併すべき。

○子育てにかかる資金援助をもう少し充実させてほしい。

○自然豊かな環境なので、自然を活かした遊びや今後も自然を残していく、維持していくことを考えられるようになると、地元に愛着がわいたりすると思う。

○リーダー気質やサポートに向いている気質等を見て、チームで成功できる体験や、リーダーとしての心構えを専門家が教える機会があると社会に出た時に役立つと思う。

○核家族でも安心して子育てすることができる環境づくりをお願いしたい。

○子どもが夜間に体調を崩した時、対応してくれる病院が無い。子どもの医療について本当に充実させてほしいと思う。

○小学生、中学生が利用できるバスや習い事など親の車なしでもバスで子どもが移動できれば助かる（料金が発生してもよい）。

○発達支援が必要な家庭や本人が適切なサービスを受けられたり、選択できたりする環境の整備や専門知識のある人材の常駐（臨床心理士等）が必要。

○親の通学前の出勤や遅い時間の帰宅でひとりでの食事をとらなければならないお子さんがいるとしたら、町にも子ども食堂があると良いなと思う。

○子どもが小さい頃は就労と家庭の両立が難しい。仕事も定時で終わることは難しく、どちらを優先するべきか悩むこともある。様々な制度ができてはいるものの、制約が多く利用しにくい。

○町に産婦人科がないため、里帰り出産や三島、沼津周辺の病院へ通う人が多いと思う。母乳外来がないので相談できずに困った。

○障がい児を育てていく中で、一番不安に思うことが親なき後の生活。自立に向けて支援して頂ける環境や情報をもっとオープンにしてほしい。

○悩みを抱えている子どもが集まったり、学校に行けなくなってしまった子どもが学習できる環境があったりすれば良いと思う。

○大きな地震や津波の発生など、子どもだけの時にその状況になったら考えると、避難場所となる高さのある建物、避難場所の少なさにはとても不安になる。いざとなった時に逃げられる場所の確保が必要だと思う。

⑭子ども・子育て環境を取り巻く今後の課題

町の事業の認知度

「育児相談」「子育てサークルの活動(くれよんくらぶや図書館での読み聞かせ等)」「ママパパ学級」等の事業は認知度が高いが、「家庭教育に関する学級・講座」「スキップセミナー」等の認知度は低くなっているため、さらなる周知が必要である。

河津町地域子育て支援センター(かわづっこひろば)の利用

かわづっこひろばを利用していない理由に、「利用する必要があるから」が挙げられており、利用したくなるようなイベントの実施や周知が必要である。

放課後児童クラブの利用

放課後児童クラブを利用していない理由について、「就労しているが、放課後の短時間ならば子どもだけで大丈夫だと思うから」の割合が最も高くなっている。引き続き、必要な家庭が利用することができるよう、体制を整備していく必要がある。

子育てと仕事の両立支援について

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて、「自分や子どもが病気・ケガをした時」の割合が83.3%と最も高くなっているが、病児・病後児保育施設等を利用したいかの問いには59%が「利用したくない」と答えている。就労と家庭生活の両立を支援するために、さらなる意識醸成、啓発が必要である。

河津町の子育て環境や支援の満足度

子育て環境や支援の満足度については、「屋外の遊び場が充実していると思いますか」の満足度が低くなっている。自由意見でも公園の数の少なさや安全性についての声が挙がっていることから、さらなる環境の整備が必要である。

河津町の子育て環境をさらによくしていくために期待すること

子育て環境をさらによくしていくために期待することについては、未就学児では「身近な公園や児童館など安全な遊び場の確保」、小学生では「児童手当制度の充実や税制度での優遇などの経済的な支援の充実」の割合が最も高くなっている。子どもの成長にあわせた適切な支援を図ることが重要である。

子育て環境や支援に関しての住民の声

子育て環境や支援に関しての意見として、屋外の公園等、子どもが遊ぶところが少ないことの声があった。

また、住んでいる地区によっては、通学や習い事への送迎等、バスがないと不便であるとの声があった。

さらには、子どもが夜間に体調を崩した時に対応してくれる医療機関の充実や産婦人科の整備の要望の声があった。

これら子育て環境の整備について、町の状況を精査して、対応を検討する必要がある。

3 こどもの居場所に関するアンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 調査目的

子どもが必要とする居場所や、子どもの視点に立った居場所がどのような居場所かを把握するとともに、居場所を利用する子どもから、居場所のニーズを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査対象

小学生（4～5年生 97人）

(3) 調査時期

令和6年2月

(4) 調査方法

学校を通じての配布・回収。

(5) 回収結果

配布数	回収数	回収率
97	96	99.0%

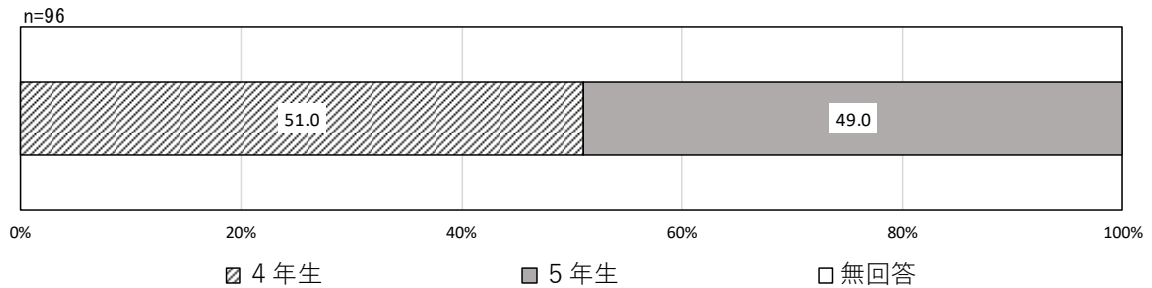
(6) 数値等の基本的な取扱いについて

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場合があります。

(7) 調査結果

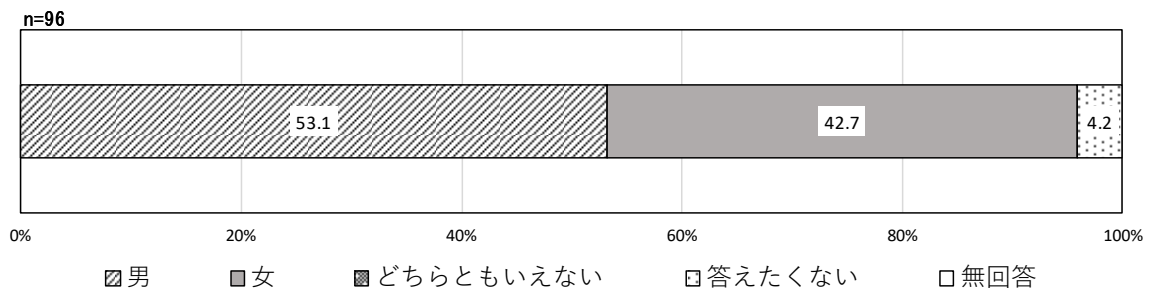
①回答者の学年

「4年生」の割合が51.0%と最も高く、次いで「5年生」が49.0%となっています。



②回答者の性別

「男」の割合が53.1%と最も高く、次いで「女」が42.7%、「答えたくない」が4.2%となっています。



③家や学校（授業やクラブ活動）以外に居場所がほしいか

「居場所がほしくない」の割合が51.0%と最も高く、次いで「居場所がほしい」が49.0%となっています。

性別でみると、男では「居場所がほしくない」が62.7%と最も高く、女では「居場所がほしい」が65.9%と最も高くなっています。

区分	有効回答数（件）	居場所がほしい	居場所がほしくない
全体	96	49.0%	51.0%
男	51	37.3%	62.7%
女	41	65.9%	34.1%

④家や学校（授業やクラブ活動）以外に居場所があるか

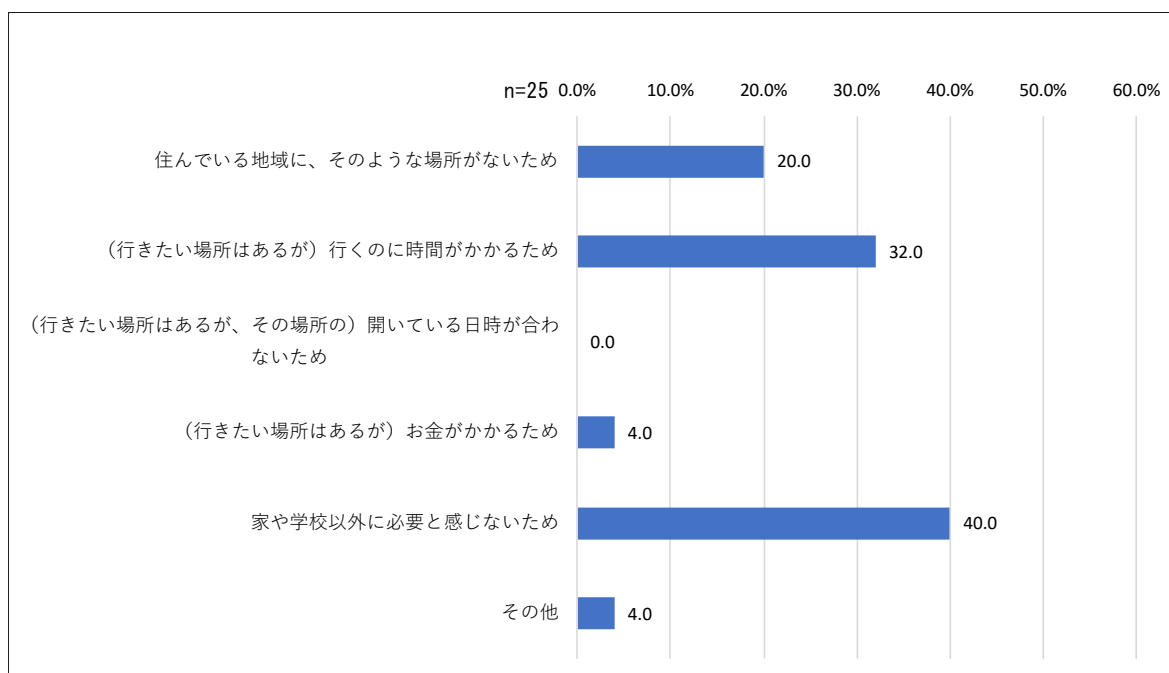
「居場所がある」の割合が60.4%と最も高く、次いで「居場所がない」が26.0%となっています。

性別でみると、男女ともに「居場所がある」が最も高く、女では7割を超えています。

区分	有効回答数（件）	居場所がある	居場所がない
全体	96	60.4%	26.0%
男	51	45.1%	39.2%
女	41	75.6%	12.2%

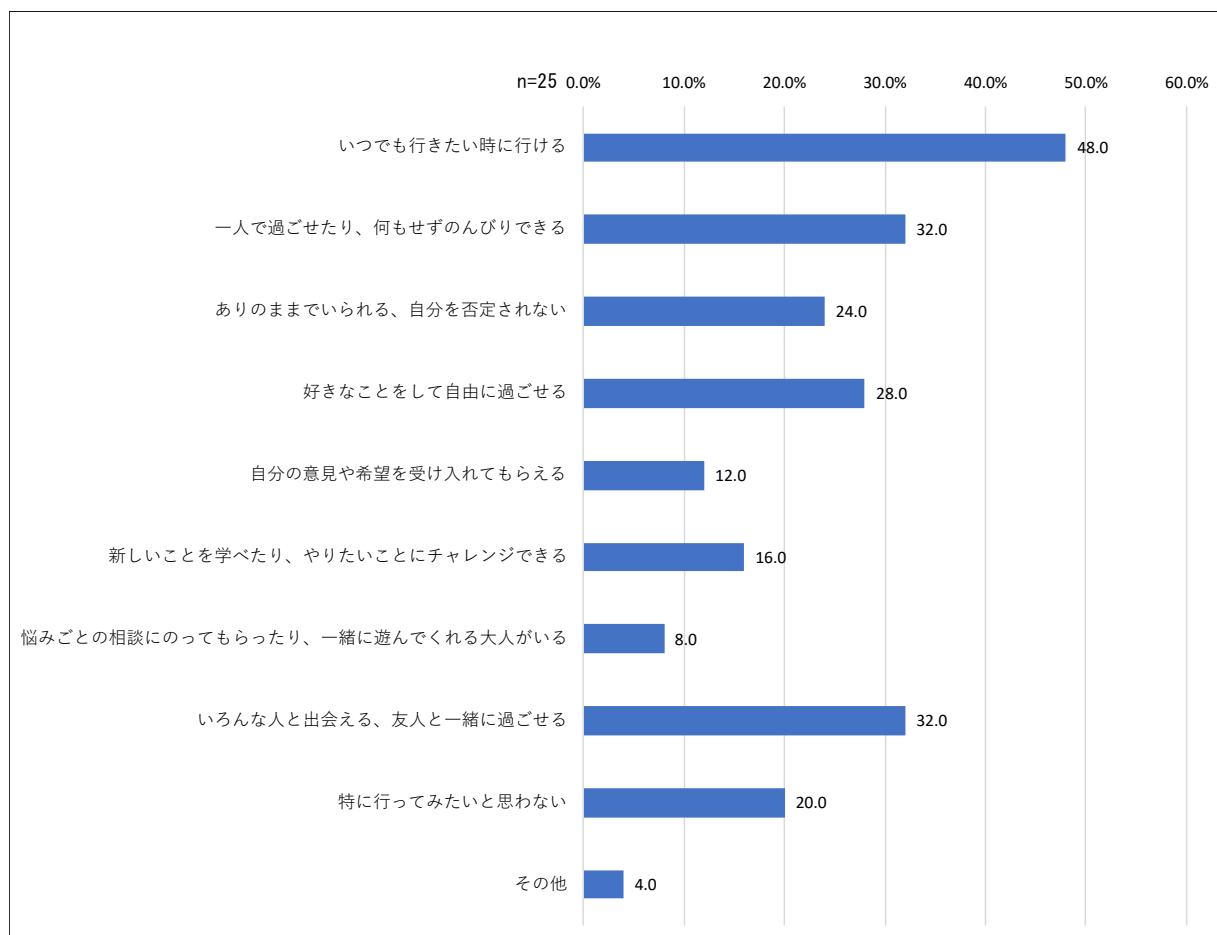
⑤居場所がない理由（居場所がない方のみ）

「家や学校以外に必要と感じないため」の割合が 40.0%と最も高く、次いで「（行きたい場所はあるが）行くのに時間がかかるため」が 32.0%、「住んでいる地域に、そのような場所がないため」が 20.0%となっています。



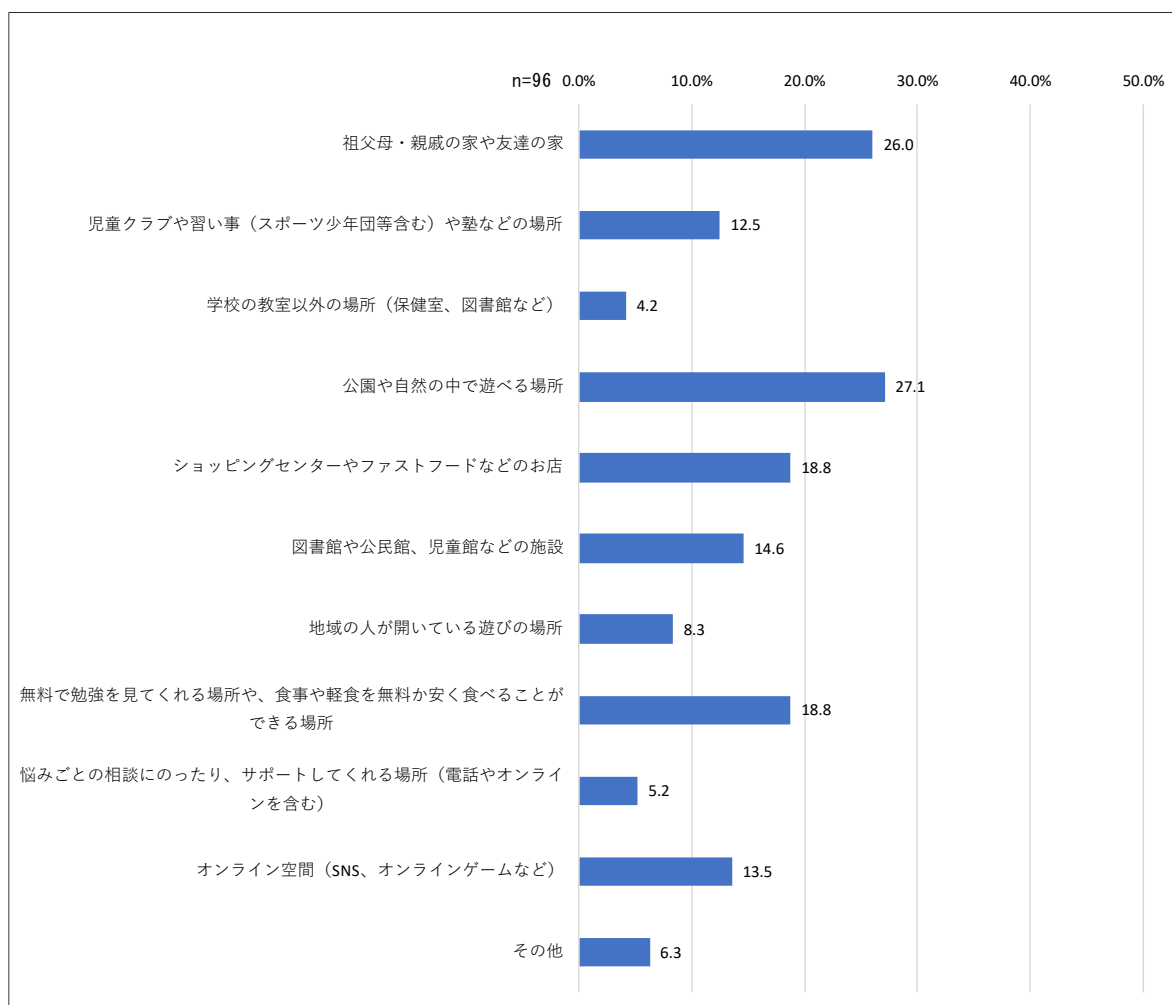
⑥どのような場所であれば行ってみたいか（居場所がない方のみ）

「いつでも行きたい時に行ける」の割合が48.0%と最も高く、次いで「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」が32.0%となっています。



⑦家や学校以外にどんな居場所がほしいか

「公園や自然の中で遊べる場所」の割合が27.1%と最も高く、次いで「祖父母・親戚の家や友達の家」が26.0%、「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」「無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所」が18.8%となっています。



⑧こどもの居場所についての意見

子どもの性別	意見
女	みんながひとりひとり仲良くいれる場所をつくってほしい。
女	安心できる場所が良い。
男	ペットやゲーム機があって、親が自分を愛してくれる場所。
男	みんなが、老若男女関係なく楽しく過ごせるところ。
答えたくない	インターネットが居場所の子どももいるのに、インターネットを規制するのをやめて下さい。多様性を尊重してほしい。
男	自由にできる場所。
男	子どもだけじゃなくて、大人も一緒に遊べる場所もあったら良い。
女	動物と触れ合うところ。
女	かわづっこひろばでは小さい子が基準で小学生のスペースが狭いから小学生から遊べるような施設を小学校の近くにほしい。狭くてもいいです。小さい子が基準、小さい子がいっぱいいて、思う存分体を動かすことができない。
男	河津の海のほうにはコンビニやスーパーがあるが、山のほうにはありません。自動販売機がほしい。
女	わたしは、統合する前にすごくいじめられました。なので、もし、わたしがいじめられたら、自分の居場所に行けるようなことがあったら良いです。

⑨今後の課題

居場所がない理由

「居場所がある」の割合が 60.4%、「居場所がない」の割合が 26.0%となっており、全体としては居場所がない子どもは少ないのが現状である。

居場所がないと答えた子どもにその理由を聞いたところ、「(行きたい場所はあるが)行くのに時間がかかるため」「住んでいる地域に、そのような場所がないため」の声が挙がっている。

また、どのような場所であれば行ってみたいと思うか、の問いでは、「いつでも行きたい時に行ける」「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」の割合が比較的高かった。これらのニーズを満たすことができる施設の整備を図るとともに、町のどの地域からもその場所へアクセスすることができるよう交通手段を確保することが必要である。

居場所のニーズ

家や学校以外に、どんな居場所がほしいと思うか、の問いでは、「公園や自然の中で遊べる場所」「祖父母・親戚の家や友達の家」「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」「無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所」等の割合が比較的高かった。

町の公園や子どもたちだけでも気軽に入れるような施設の周知が必要である。

居場所に関する子どもたちの意見

居場所には、ペットやゲーム機があったり、老若男女関係なく楽しく過ごせる場所が良いという意見があった。また、インターネットが居場所の子どももいるので、インターネットの利用を規制するのをやめてほしいとの意見もあった。

かわづっこひろばでは小さい子が基準であり、小学生も遊べるような施設を小学校の近くにほしいとの意見があり、かわづっこひろばの児童館機能のさらなる周知が必要である。

4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

(1) 評価について

本評価は、本計画策定の基礎資料とするために、「第2期河津町子ども・子育て支援事業計画」の3つの基本目標に位置づけられている施策の達成度について、評価基準日を令和6年3月31日（令和5年度終了時）として、担当課の職員が自己評価を行ったものです。

【3つの基本目標】

- 基本目標1 地域における子育て支援の充実
- 基本目標2 子育てにやさしい生活環境の整備
- 基本目標3 きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援

【評価基準】

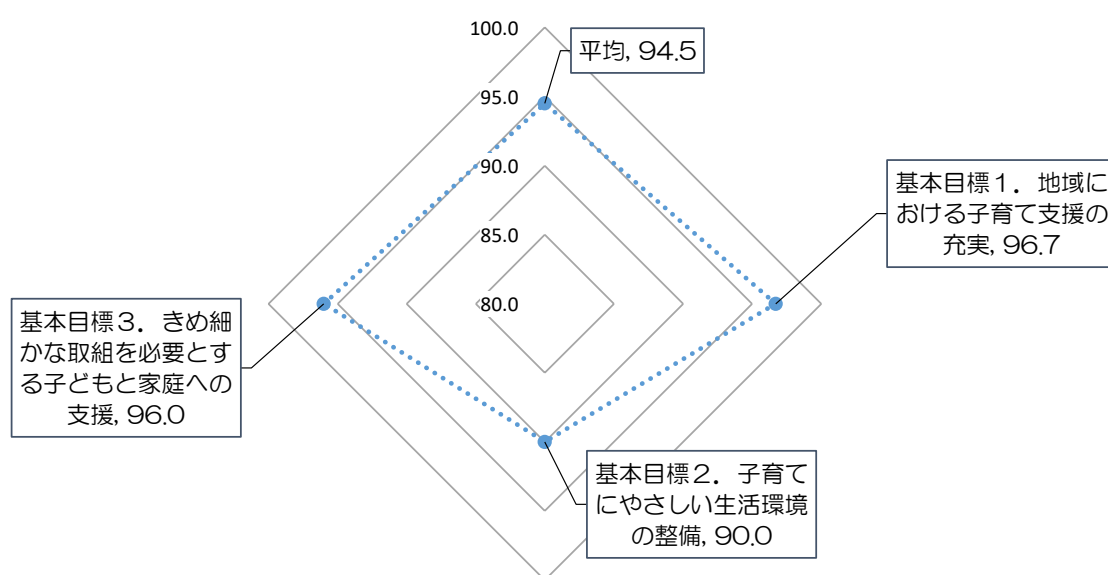
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	20%未満

(2) 基本目標ごとの評価結果

各目標の施策ごとに採点（A：100点、B：80点、C：60点、D：40点、E：20点に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は94.5点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標1 地域における子育て支援の充実」が96.7点と最も高く、次いで「基本目標3 きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援」が96.0点、「基本目標2 子育てにやさしい生活環境の整備」が90.0点と続いています。

概ね、計画に掲げた施策を達成できた評価となっています。



評価点	基本目標
96.7 点	基本目標1 地域における子育て支援の充実
90.0 点	基本目標2 子育てにやさしい生活環境の整備
96.0 点	基本目標3 きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援
94.5 点	計画全体

(3) 基本目標ごとの主な課題と今後必要な取組

基本目標1. 地域における子育て支援の充実

情報提供の充実について
母子健康手帳交付時だけでなく各種相談事業を実施し、情報提供や相談に応じました。また、地域子育て支援センターでの発育測定等も実施し、情報提供体制の充実に努めました。今後は、SNS など子育て世代に届きやすい情報発信ツールを活用する必要があります。

基本目標2. 子育てにやさしい生活環境の整備

男女共同参画意識の啓発について
ポスター掲示等で男女共同参画意識の意識啓発を図りましたが、講習会等の開催はできませんでした。講習会等の実施は現実的ではないため、意識啓発をどのように実施していくことができるのか、今後検討が必要です。
ワークライフバランス等に関する啓発活動の推進について
仕事と出産・子育ての両立が可能な職場環境づくりに向けて、男性の育児休業制度のさらなる普及・啓発・推進の広報活動が必要です。

基本目標3. きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援

母子家庭等保護者の就労支援について
ひとり親家庭等の就労を支援・促進するため、公共職業安定所等とのさらなる連携を図る必要があります。
発達障がいのある児童に対する一貫した支援策の推進について
発達障がいのある児童に対して、乳幼児期から成人期までの切れ目ない支援が実施できるよう、関係各課で連携し情報を共有しながら、保護者や児童への支援を行う必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こども基本法では、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが謳われています。

本計画の基本理念は、こども基本法の目的や基本的な方針等を踏まえつつ、町の上位計画である『河津町第4期地域福祉計画』で掲げた基本理念との整合性を保つため、“育てるまち かわづ”を基本理念とします。

この基本理念の下、育児の負担、子育てに伴う孤立感、子育てと仕事の両立の負担といった、保護者や将来親になる子ども・若者の子育てについての障害を取り除き、子育ての意義や子育ての喜びを感じ、さらには子育てを行うことにより、子どもや親自身、さらには地域全体も成長していくことができるまちづくりを目指すとともに、支援を必要としている子ども・若者の誰ひとり取り残されないまちづくりを目指して各施策・事業を推進していきます。

～基本理念～

『育てるまち かわづ』

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。明るく活気あるこれからの河津町を築き上げていくのは、その子どもたちです。河津町で生まれ、育った子どもたちが、家族や地域に心から祝福され、未来を担う子どもたち一人ひとりがいきいきと輝くことができるよう、地域が一体となって、育てるまちづくりを目指します。



2 計画の基本目標

本町の基本理念を実現するために、次の3項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

核家族化の進行や地域におけるコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児に悩みを持つ世帯も少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合もあります。子育てしやすい環境となるように、子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減し、地域との連携を図りながら、子育てに役に立つ情報や多様な保育サービスを提供するとともに、地域の子育てネットワークづくりを推進します。

また、子育て家庭の家計の負担を軽減するために、医療費などの経済的負担の軽減を図るとともに、貧困状況にある子どもが、社会的に孤立して必要な支援が受けられないという状態にならないよう、相談事業の充実を図ります。

基本目標2 子育てにやさしい生活環境の整備

職業生活と家庭生活を両立するためには、男女が協力して家庭を築き、働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、男性を含め労働者、経営者、地域住民等の働き方の見直しを図り、意識改革を推進する必要があります。子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるように、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、啓発・広報等を充実します。

また、地域での生活において、安心・安全の環境が整っていることは、子どもや子育て世代に限らず、全ての人にとって大切なことですが、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません。子どもをそのような危険から守るためには、幼稚園、保育園、学校、警察、関係機関・団体等との連携・協力のもと、安心・安全に子どもの成長と子育てを支える環境となるよう、子育て家庭に配慮した生活環境を整備します。

基本目標3 きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援

虐待は、心身を傷つけるだけでなく、将来の子どもの性格や物事の考え方にまで悪影響を及ぼします。児童虐待をはじめとする要保護児童対策については、保護者の不安や心配、悩みが軽減され、責任とゆとりを持って子育てができるように、ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進、障がい児対策の充実、子どもの人権教育の啓発普及活動や相談体制の充実、子どもへの虐待防止対策等のきめ細かな支援や適切な指導を、関係機関等と連携しながら総合的に進めていきます。

3 施策の体系

基本
理念

育てるまち かわづ

基本目標1

地域における子育て支援の充実

- (1) 子育てに関する情報・相談体制の充実
- (2) 子育て支援ネットワークづくりの推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援

基本目標2

子育てにやさしい生活環境の整備

- (1) 職業生活と家庭生活との両立の支援
- (2) 子どもの安全対策の推進

基本目標3

きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等への自立支援の推進
- (3) 障がいのある児童等への支援
- (4) 子ども・若者のこころの健康づくりへの支援

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

計画目標値

指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
出生数	令和4年度	20人	令和10年度	16人

(1) 子育てに関する情報・相談体制の充実

家族形態や生活環境等の変化によって、子育てに対する身体的・精神的な負担が増え、多くの保護者が不安や戸惑いを抱えて、出産や子育てに臨んでいるケースがみられます。保護者が不安や負担なく、快適に子育てを行うためには、家庭の状況や子どもの発育段階等、一人ひとりの状況に応じた適切な情報提供や相談体制が必要です。このため、子育てに関する多岐にわたる情報を整理・選別し、子どもの月齢や年齢に応じた内容で、子育て世代のライフスタイルにあった媒体を通して提供していくとともに、子育て中の家庭が孤立しないよう、適切な相談サービスの提供体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育てを支援する意識啓発の推進	地域全体で子どもや子育て家庭を支援していくことや、地域の子育て環境の重要性についての意識啓発を推進します。また、現在は保育施設の受け皿が余剰であるため、今後は需要と共有のバランスを図ります。	福祉介護課
情報提供の充実	子どもと母親が心身ともに健やかに成長できるよう、母子健康手帳の交付時には、母子の健康に関する適切な情報提供や相談など、必要に応じて保健指導を行います。 町のホームページやSNS、広報かわづ等、様々な媒体やイベントを通じて、今後も適切な子育て情報を継続して提供していきます。	健康増進課

事業名	事業内容	担当課
相談体制の充実	随時受け付けている相談、電話相談を中心として、来所や訪問等による、子育て・発達・教育等に関する各種の相談事業を推進します。 相談内容の多様化・複雑化・専門化等に対応し、相談者のニーズに合った的確なアドバイスができるよう、こども家庭センターを設置し、県で開催される講習会等を通じた相談担当者の育成、資質の向上に努めます。	健康増進課 福祉介護課
出産費助成金の支給	町内に分娩施設を設置することが困難な状況に鑑み、子育て支援の一環として、子どもの出産に係る費用の一部を助成することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、出産費助成金を出産1件につき10万円（多胎の場合は5万円を加算）を支給します。	福祉介護課

（２）子育て支援ネットワークづくりの推進

核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域住民同士のつながりの希薄化等により、子育てに不安をもつ保護者が増加しており、家庭だけでその責任を担うことは困難な環境になってきています。そのため、地域の子育て力を充実することが必要とされており、さらには地域社会全体が子育ての社会的意義への理解を深め、多様な世代の住民が地域の中で支えあうことが可能となる社会の実現が求められています。本町では、子育て中の家庭が孤立することのないよう、子育てサロンをはじめ、保護者の交流の場づくりに努めてきました。今後は、これらの活動の活性化と発展に向け、充実した支援を継続していきます。また、地域子育て支援センター（かわづっこひろば）など子育て支援施設を有効に活用し、乳幼児と高齢者の世代間交流等、地域ぐるみの実践活動の展開を図ります。

事業名	事業内容	担当課
子育て団体や子育てサークル支援	地域に根ざして子育て支援活動を行っている子育て団体などに、各種子育て支援に関する情報提供等の支援を行います。新規の利用者を増やしていくために、ホームページやSNS、広報かわづによる情報提供の他にも、出生の手続き時などでも声かけを実施していきます。	福祉介護課

事業名	事業内容	担当課
地域の子育て関係機関の連携・協力	幼稚園、保育園、学校、その他の関係機関が専門的分野のノウハウを共有したり、情報交換を行ったりする等、地域全体の連携・協力を強化します。 子ども・子育て支援に関する地域課題や計画推進状況に関する情報の共有化を図り、地域ぐるみの取組の方向性を検討するため、子ども・子育て会議を定期的開催します。	福祉介護課

(3) 子育て家庭への経済的支援

こども大綱の基本的方針では、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようする」とあります。本町では、これまでも子育て家庭への経済的支援を図る各種制度を推進してきましたが、今後も、さらなる経済的な支援策について検討し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう環境を整備します。

事業名	事業内容	担当課
各種制度の推進	国や県、町内の動向を見据えながら、児童手当、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、就学援助費等、各種制度を充実します。 様々な媒体を活用して制度の周知徹底を図り、資格の変更等があった場合には、早めに手続きを行うよう、周知します。	福祉介護課

基本目標２ 子育てにやさしい生活環境の整備

計画目標値

指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
父親の育児休業取得率	令和６年度	7.3%	令和１１年度	10.0%

（１）職業生活と家庭生活との両立の支援

男女が互いに尊重し、性別に捉われずにあらゆる機会に参加することが可能となる男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに責任を分かちあい、家庭生活を営んでいくことが大切であり、そのための意識醸成、とりわけ父親の役割をアピールする取組を積極的に進めていく必要があります。

また、性別に捉われることなく、全ての人が職業生活と家庭生活の両立が可能となる多様な働き方を選択できるよう、就労環境を見直し、必要に応じて整備していく必要があります。このため、関係機関、事業所に対し、育児休業制度や育児休業給付の利用、所定外労働時間の短縮、子育て期の短縮時間勤務等の導入・定着による就労環境・条件の充実に向けた啓発を行います。

事業名	事業内容	担当課
ママパパ学級の充実	ママパパ学級では、母子の健康（妊娠・出産・育児など）に関する情報提供や相談、親同士の仲間づくり、交流の促進を図っています。また、母親だけでなく、父親や家族みんなで楽しく育児ができるよう、家族の参加も促していきます。ブックスタートや子育て支援事業の紹介など、町独自の事業に重きをおいて実施していきます。	健康増進課
学習会等の開催	子育て家庭の保護者等を対象に、子育てセミナー、親育ちセミナー、家庭教育学級などを定期的に行い、家庭教育に関する学習会や情報提供を行います。	教育委員会 健康増進課

事業名	事業内容	担当課
ワークライフバランス等に関する啓発活動の推進	企業・事業所に対して、仕事と出産・子育ての両立が可能な職場環境づくりに向けて、広報紙や回覧等で、男性の育児休業制度の普及・啓発・推進の広報活動に努めます。また、労働者や事業主、地域住民に対し、情報の広報・啓発に努めます。 住民に対しては、ポスターの掲示及びパンフレット等の配布や広報紙等で、育児休業制度の理解と普及を図ります。 また、男女がともに対等な立場で子育てする社会づくりを推進するため、男女共同参画の考え方を周知するための意識啓発に努めます。	福祉介護課

(2) 子どもの安全対策の推進

子どもを交通事故から守るためには、子どもや子ども連れが安心して外出できる道路環境づくりに努める必要があります。また、警察、幼稚園、保育所、学校等の関係機関が連携、協力体制を強化することで、効果的に子ども自身が交通安全意識を高められる取組を推進して行く必要があります。

また、子どもが被害者となる犯罪が全国的に多発しており、その原因の1つとして、核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域住民同士のつながりの希薄化等の理由から、子どもを犯罪から守る地域機能の低下が指摘されています。地域は、子どもたちが弱者であり、犯罪や事故から守る必要があることを認識し、幼稚園、保育園、学校やPTA等、関係機関や地域住民と連携・協力し、地域ぐるみで防犯機能の向上を図る必要があります。

さらに、子どもたちが様々な学びや多様な体験活動ができ、安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めることが重要です。

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	静岡県交通安全協会等と連携し、地区の交通指導員による園児・児童を対象とした交通安全教室を開催します。	教育委員会 福祉介護課
地域安全情報の提供・共有化	保護者や教職員、民生委員・児童委員等に対し、子どもに関する犯罪の発生状況、危険な場所等、地域安全情報の提供を行い、情報と認識の共有化を図ります。	教育委員会
放課後児童クラブの運営	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、安全で安心な居場所として、遊びや生活の場を提供します。	福祉介護課

基本目標3 きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援

計画目標値

指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
虐待通報家庭数	令和5年度	1	令和10年度	0

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、決して許されるものではありません。今後は、核家族化等による子育ての不安や生活上のストレスの解消等、保護者の心のケアに積極的に取り組み、虐待の発生予防に努める必要があります。万が一、虐待が起こってしまった場合には、早期発見・早期対応からアフターケアに至る切れ目のない総合的な支援を推進します。また、児童虐待の発生予防や早期発見のために、ヤングケアラーの周知等地域の人々の意識啓発を図り、協力・連絡体制を強化することで、地域における見守り体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止に関する啓発	虐待に対する住民の関心を高め、虐待の防止・早期発見につなげるため、児童虐待防止法及び通報・相談先等の周知・啓発を定期的かつ継続して実施します。また、町のホームページに掲載されている児童虐待に関する相談窓口の周知を図ります。	福祉介護課
家庭子ども相談の充実	こども家庭センターを中心に、関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや子育て家庭に関する相談に対応するとともに、定期的実施している育児相談の周知を図ります。	福祉介護課 健康増進課
虐待防止ネットワークの強化	関係機関による発生予防、支援のための連携による虐待防止のネットワークの強化を図り、虐待を受けた・虐待の恐れのある児童、非行・不登校児童、障害児及びその他支援の必要な児童並びにその家族への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を定期的開催するとともに、必要に応じて個別ケース会議を実施していきます。	福祉介護課

(2) ひとり親家庭等への自立支援の推進

ひとり親家庭では、そうでない家庭と比較して貧困状態に陥る可能性が高いといえます。また、近年の物価高等の影響から家計を取り巻く環境が厳しくなっており、特にひとり親家庭への経済的なサポートが必要となっています。

河津町では、こうした家庭の生活の安定と自立を目指し、母子・父子福祉対策資金貸付やひとり親家庭医療費助成等の各種支援を行ってきました。今後も、経済的援助を推進するとともに、日常的な見守り活動や相談体制の充実を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭への支援	母子家庭及び父子家庭など、ひとり親家庭の保護者は、子育てと生計の担い手という二重の役割を負う必要があります。子育て・生活支援策、就業支援策、養育費確保の経済的支援策など、総合的な支援を継続して実施していきます。	福祉介護課
ひとり親家庭等保護者の就労支援	公共職業安定所等との連携、民間事業者に対する協力要請、母子福祉団体等の受注機会増大への配慮をしながら、ひとり親家庭等の就労を支援・促進します。	福祉介護課
相談体制の充実	ひとり親家庭の実情やニーズを適宜把握し、それに基づいていつでも相談に応じ、円滑に支援に結び付けられるよう、関係各課・社会福祉協議会との連携を深めます。	福祉介護課

(3) 障がいのある児童等への支援

障がいの有無にかかわらず、子どもが家庭や地域で健やかに成長していけるまちづくりを目指し、今後も障がい児保育の充実を図るとともに、各種手当・制度や相談体制等の充実に取り組んでいきます。

事業名	事業内容	担当課
地域における障がいのある児童とその家族への支援策の推進	障がいのある児童が、できるだけ身近な場所で適切な療育を受けられる体制の整備を促進するために、相談事業として、精神精密発達検査、療育事業として、健診事後教室ころぼっくる（幼稚園就学前）、健診事後教室かっぱっぱ（小学校就学前）を継続開催します。 また、適切な障害福祉サービスを受けることができるよう、総合的な支援を継続して実施していきます。	健康増進課 福祉介護課
発達障がいのある児童に対する一貫した支援策の推進	発達障がいのある児童に対して、乳幼児期から成人期までの切れ目ない支援が実施できるよう、保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携を図り、重層的で柔軟な療育支援システムを構築するため、母子保健連絡会や就学支援委員会を定期的で開催します。 各ライフステージに応じた保健・医療・福祉・就学、就労等、一貫した支援体制の整備に努めます。	健康増進課 教育委員会 福祉介護課

(4) 子ども・若者のこころの健康づくりへの支援

新型コロナウイルス感染症の流行により、学校生活や就労状況だけでなく、生活様式そのものも大きく変化し、多くの人々が精神的、経済的な負担を抱える事態が見られ、全国的に子ども・若者の自殺者数が増加しました。また、いじめや経済的困難などが原因による不登校や若者のひきこもりも増加しています。

家庭や学校、職場、地域において、身近な人が悩みを抱えて苦しんでいるサインが見られる時、そのサインに気づくことや相談ごとを受け止めること、専門的な支援につなげることが重要です。本町では、いじめの早期発見・未然防止、若者への人間関係・仕事等の悩みに対する相談体制の充実を図るとともに、自殺予防に関する正しい情報の周知や関係機関・団体の密接な連携、相談窓口の充実・周知などを推進します。

事業名	事業内容	担当課
不登校の児童・生徒への支援	学校、校内教育支援センター支援員、スクールカウンセラー、教育委員会等が連携して児童・生徒及び保護者に対して必要な支援体制をつくり、学校登校へ向けて段階的なサポートを行います。	教育委員会
人権問題に関する相談	人権侵害は不登校やひきこもり、自殺リスクを高める重大な問題となります。人権擁護委員と連携して人権意識の向上に努め、相談に応じ、悩みや不安を軽減するなど適切な支援につなげます。	町民生活課
地域住民による気づきと見守りの促進	自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）を活用し、心の健康や自殺対策に関する正しい知識について、住民の最も身近な情報媒体である広報紙や町のホームページに掲載することで、普及啓発をさらに推進します。	福祉介護課
生きることの促進 要因への支援	自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、適切な対応ができる人（ゲートキーパー）の養成に向けた研修機会の充実に努めます。 誰もが生活の悩みや健康の不安等について気軽に相談できる相談機関の一層の周知を図るとともに、専門職の積極的な介入による支援に努めます。 各相談機関等が連携し、自殺予防ネットワーク体制を強化します。	福祉介護課 健康増進課

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援サービスの見込み量算出にあたっては、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

【本町の教育・保育提供区域】

現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画の区域設定を継承し、河津町内を1区域とします。

また、教育・保育提供区域に提供されるサービスについては、教育・保育事業（保育園・幼稚園等）のほか、下記の地域子ども・子育て支援事業があります。

【地域子ども・子育て支援事業】

事業名	本町における実施
(1) 利用者支援事業	実施する
(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
(3) 一時預かり事業	
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	
(5) 養育支援訪問事業	
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	
(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
(8) 妊婦健康診査事業	
(9) 産後ケア事業	
(10) 妊婦等包括相談支援事業	
(11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(13) 子育て世帯訪問支援事業	実施しない
(14) 児童育成支援拠点事業	
(15) 親子関係形成支援事業	
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
(17) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
(18) 時間外保育事業（延長保育事業）	
(19) 病児保育事業	

2 教育・保育における量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設のサービスの量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

【対象】

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの。

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）。

【量の見込みと確保の内容】

(人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		48	41	37	34	33
	1号認定	48	41	37	34	33
	2号認定 (教育ニーズ)	0	0	0	0	0
②確保 の内容	特定教育・保育	180	180	180	180	180
	施設給付でない 幼稚園	0	0	0	0	0
差(②-①)		132	139	143	146	147

【量の見込みと確保の内容】

令和6年度の時点では、“町立さくら幼稚園”で事業を行っており、利用定員は180名となっています。計画期間の少子化傾向とともに量の見込みも減少傾向となっており、提供可能量は確保されています。

(2) 保育事業【2号認定（保育）】

【対象】

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児。

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）。

【量の見込みと確保の内容】

(人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		19	17	14	11	11
②確保 の内容	特定教育・保育	18	18	18	18	18
	幼稚園+預かり保育	29	29	29	29	29
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)		28	30	33	36	36

【量の確保方策】

令和6年度の時点では、“私立わかば保育園”で事業を行っており、3～5歳児の利用定員は18人で、現状、定員の弾力化量等で受け入れを行っています。また、幼稚園の18時までの預かり保育を活用し、2号認定の保育ニーズの受け皿として提供可能量の確保を図ります。

(3) 保育事業【3号認定（保育）】

【対象】

3号認定（保育の必要性あり）の0～2歳児。

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園、地域型保育）。

【量の見込みと確保の内容】

(人)

<2歳児>		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		11	11	11	10	10
②確保 の内容	特定教育・保育	5	5	5	5	5
	特定地域型保育	9	9	9	9	9
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)		3	3	3	4	4

【量の確保方策】

令和6年度の時点では、“私立わかば保育園”と、家庭的保育の“ぐるんぱのおうち”、“ワタナベイビーズ”、“ぼんぽんやまのおうち”及び事業所内保育の“ひまわり保育所（伊豆今井病院）”で事業を行っており、2歳児の利用定員は合計14人となっています。計画期間の少子化傾向とともに量の見込みも減少傾向となっており、提供可能量は確保されています。

(人)

<1歳児>		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		11	11	11	11	10
②確保 の内容	特定教育・保育	4	4	4	4	4
	特定地域型保育	8	8	8	8	8
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)		1	1	1	1	2

【量の確保方策】

令和6年度の時点では、“私立わかば保育園”と、家庭的保育の“ぐるんぱのおうち”、“ワタナベイビーズ”、“ぽんぽんやまのおうち”及び事業所内保育の“ひまわり保育所（伊豆今井病院）”で事業を行っており、1歳児の利用定員は合計12人となっています。計画期間の少子化傾向とともに量の見込みも減少傾向となっており、提供可能量は確保されています。

(人)

<0歳児>		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		3	3	3	3	3
②確保の内容	特定教育・保育	3	3	3	3	3
	特定地域型保育	3	3	3	3	3
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差(②-①)		3	3	3	3	3

【量の確保方策】

令和6年度の時点では、“私立わかば保育園”と、家庭的保育の“ぐるんぱのおうち”、“ワタナベイビーズ”、“ぽんぽんやまのおうち”で事業を行っており、0歳児の利用定員は合計6人となっています。計画期間では3名の利用を見込んでいます。

(4) 0～2歳の保育利用率

0～2歳の保育利用率は下表のとおりとなっています。

(%)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
保育利用率	64.0	62.7	61.5	65.3	68.1

※保育利用率は、3号認定（0～2歳）の確保の内容（保育提供可能量）÷推計人口により算出。

3 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおり設定します。

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差（②－①）	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

【量の確保方策】

福祉介護課において、子育て世帯が必要とするサービスの情報提供とともに、こども家庭センターによる相談業務など、子育て家庭への総合的な支援を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	9,103	8,287	7,544	6,867	6,251
②確保の内容	9,103	8,287	7,544	6,867	6,251
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差（②－①）	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

地域子育て支援センター（かわづっこひろば）で事業を実施し、需要に対応します。

(3) 一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の児童については、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、地域子育て支援センター（かわづっこひろば）で実施しています。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保の内容】

（人日）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4,835	4,573	4,311	4,049	3,787
②確保の内容	4,835	4,573	4,311	4,049	3,787
	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
差（②－①）	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

“町立さくら幼稚園”で事業を実施し、需要に対応します。

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

【量の見込みと確保の内容】

（人日）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	50	46	42	38	34
②確保の内容	50	46	42	38	34
	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
差（②－①）	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

地域子育て支援センター（かわづっこひろば）で事業を実施し、需要に対応します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	19	18	17	16	16
②確保の内容	19	18	17	16	16
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

健康増進課を実施機関として、全戸訪問に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	5	5	5	4	4
②確保の内容	5	5	5	4	4
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

健康増進課を実施機関として、乳幼児全戸訪問後も継続した支援が必要と判断した家庭に訪問をしていきます。また、関係機関と連携し、支援家庭が適切な養育ができるよう助言や指導を行うとともに、虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応の体制づくりを進めます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

地域子育て支援センター（かわづっこひろば）で事業を実施し、需要に対応します。

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

就労などの理由で保護者が日中家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
6年生	1	1	1	1	1
5年生	3	3	3	3	3
4年生	7	7	5	4	4
3年生	7	7	9	10	10
2年生	11	11	11	11	11
1年生	11	11	11	11	11
②確保の内容	40	40	40	40	40
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

令和6年度の時点では、河津小学校（1箇所）で事業を実施しています。よりよい環境で過ごすことができるよう、受入体制を検討していきます。

(8) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(人回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	250	242	235	227	220
②確保の内容	250	242	235	227	220
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

健康増進課が主管課として、医療機関と連携して事業を実施します。

(9) 産後ケア事業

【事業内容】

産後の母子等に対し、母親の身心の回復と安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

【量の見込みと確保の内容】

(人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

健康増進課が主管課として、医療機関と連携して事業を実施します。

(10) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦のための支援給付とともに妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とします。

【量の見込みと確保の内容】

(人回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	57	54	51	48	48
②確保の内容	57	54	51	48	48
差(②-①)	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

安心して出産・子育てができる環境をより充実させるため、関係課において妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援を図ります。

(11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるサービスです。

【量の見込みと確保の内容】

(人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	3	3	3	3
0歳	-	1	1	1	1
1歳	-	1	1	1	1
2歳	-	1	1	1	1
②確保の内容	-	3	3	3	3
差(②-①)	-	0	0	0	0

【量の確保方策】

令和8年度からの給付制度化（全国全ての自治体での実施）に向けて進められているサービスで、本町でも令和8年度からの実施に向けて検討を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【量の確保方策】

本町における補足給付のあり方を鑑み、必要に応じて事業の実施を検討します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの相談に対応するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【量の確保方策】

本計画期間では事業を実施しませんが、今後、状況に応じて実施を検討します。

(14) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

【量の確保方策】

本計画期間では事業を実施しませんが、今後、状況に応じて実施を検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、児童の心身の発達に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【量の確保方策】

本計画期間では事業を実施しませんが、今後、状況に応じて実施を検討します。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【量の確保方策】

本計画期間では事業を実施しませんが、今後、状況に応じて実施を検討します。

(17) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の確保方策】

本計画期間では事業を実施しませんが、今後、状況に応じて実施を検討します。

(18) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の確保方策】

本計画期間では事業を実施しませんが、今後、状況に応じて実施を検討します。

(19) 病児保育事業

【事業内容】

病児について、病院などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

【量の確保方策】

本計画期間では事業を実施しませんが、今後、状況に応じて実施を検討します。

4 教育・保育の提供体制の確保

（１）教育・保育の提供体制の推進

幼稚園や保育所での生活が小学校入学以降の学ぶ力の土台づくりにつながることに配慮した教育・保育の内容の実施を図り、行事を通じた児童の交流や、体験学習などの連携を通じて小学校への円滑な接続を図ります。

（２）教育・保育施設と地域子育て支援事業の役割と連携

幼稚園、保育園は子ども・子育て支援の中心的な施設であり、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など地域子育て支援事業は補完的な位置づけとなります。

今後も、相互の情報共有と連携を図り、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう努めます。

（３）教育・保育の提供体制の見直し

少子化が進む中でも教育・保育に対する住民のニーズに応えるため、継続的に教育・保育事業が提供できるよう、施設の統合等を検討します。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる保護者は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本町では、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討します。

第6章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、各地域においてきめ細やかな取組が必要とされます。そのため、本計画を住民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。そのため、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報かわづや町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、住民への周知・啓発を図っていきます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がいのある児童・生徒への対応、病児・病後児保育のサービス提供など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、賀茂地域の周辺市町や県と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう図っていきます。

(4) 障がい児支援体制の推進

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、障がい児を支援する体制を整備するにあたっては、保育所等への巡回支援の充実に図るなど、保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の育みの場において関係者が連携・協力しながら支援を図ります。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを重視し、定期的に、関係機関や団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。その結果については、その後の施策の実施に反映していくとともに、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。

資料編

1 河津町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 6 月 20 日要綱第 25 号

改正

平成 30 年 3 月 30 日要綱第 12 号

令和 4 年 3 月 24 日要綱第 20 号

令和 6 年 9 月 19 日要綱第 28 号

河津町子ども・子育て会議設置要綱

河津町児童関連施設整備検討委員会設置要綱（平成 25 年河津町要綱第 21 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 本町における子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援その他の子育て環境の整備（以下「子育て環境の整備」という。）に関する施策及び少子対策を総合的に推進するため、河津町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 会議は、必要に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- （1）河津町こども計画に関すること。
- （2）子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- （3）子育て環境の整備に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- （4）少子対策の総合的な検討並びに少子対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（構成）

第 3 条 会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）主任児童委員
- （3）河津町 P T A 連絡協議会代表
- （4）町内保育園及び幼稚園の代表
- （5）児童育成活動に関与するボランティア団体代表
- （6）町内小学校教員代表
- （7）町職員
- （8）その他町長が必要と認める者

2 会議は、委員 15 人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の河津町児童関連施設整備検討委員会設置要綱第3条の規定により委嘱されている委員は、第3条の規定により委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員及びこの要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成30年3月30日要綱第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日要綱第20号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月19日要綱第28号）

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

2 河津町子ども・子育て会議委員名簿

	所属	職名	氏名	備考
1	教育委員会	教育長職務代理者	金指 正和	要綱第3条 1号
2	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	増田 真智子	2号
3	P T A連絡協議会	会長	土屋 勇太	3号
4	わかば保育園	園長	織田 恒孝	4号
5	さくら幼稚園	園長	竹内 佐紀子	4号
6	社会福祉協議会	事務局長	村田 勝城	5号
7	河津小学校	校長	鈴木 健五	6号
8	河津中学校	校長	佐藤 文彦	6号
9	福祉介護課	課長	中村 邦彦	7号
10	企画調整課	課長	島崎 和広	7号

河津町こども計画

令和7年3月

発 行：河津町 福祉介護課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

電 話：0558-36-3232／FAX：0558-34-1811